

< 参 考 资 料 >

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

対象業務名	附属機関等の会議に関する業務							
主管部課名	各課共通(環境部環境課)							
該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等				
	個人情報の保有等		令和 年 月 日					
○	外部委託	新規	令和5年10月23日					
	指定管理		令和 年 月 日					
	労働者派遣		令和 年 月 日					
	目的外利用		令和 年 月 日					
	外部提供		令和 年 月 日					
○	電算入力	変更	令和5年10月23日					
	外部結合		令和 年 月 日					
案件の概要	<p>区では、気候変動対策に関する区民の意識醸成や行動変容を促すとともに、区民の意見やアイデア等を施策に反映することを目的とした、(仮称)気候区民会議(以下、「会議」という。)を開催する。</p> <p>会議開催に当たっては、無作為抽出した区民に募集案内を送付し、希望者から年齢層、性別、住所のバランスを考慮して参加者を選出する。</p> <p>会議においては、気候変動対策に関して講師(有識者等)が参加者へ情報提供を行い、参加者間の議論を重ねたうえで、意見やアイデア等を取りまとめる。なお、会議の最終回はシンポジウムとして開催する。</p> <p>当事業の実施に当たり、会議運営について外部委託とする。また、既存の電算入力記録システムへ記録項目の追加を行う。</p> <p>【外部委託】 「出席者の管理」、「会議企画業務」、「会議運営業務」、「報告書等の作成」を新たに外部委託する。</p> <p>【電算入力】 記録の項目に「学歴」、「アンケート回答内容」、「希望する配慮」を新たに記録する。「学生であるか否か」(部会后調整)</p>							
デジタル・セキュリティ部会での審議結果	<table border="1"> <tr> <td>令和 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>報告了承</td> </tr> <tr> <td>以下のとおり</td> </tr> <tr> <td>()</td> </tr> </table>				令和 年 月 日	報告了承	以下のとおり	()
令和 年 月 日								
報告了承								
以下のとおり								
()								
備考								

外部委託記録票

		部課名	各課共通	整理番号	
業務の名称		附属機関等の会議		記録年月日	令和5年10月23日
		に関する業務			
諮問年月日	令和 年 月 日	諮問第 号	確認年月日	令和 年 月 日	
委託先	民間事業者		業務委託期間	<input type="radio"/> 単年度 <input type="radio"/> 継続	
委託の内容	出席者の管理 会議企画業務 会議運営業務 報告書等の作成 【再委託が必要な理由】 会議の動画撮影・編集業務及びファシリテーション業務について、当該業務を専門に取り扱う業者に再委託するため。		委託の条件	<input type="radio"/> 個人情報の適切な管理	
				<input type="radio"/> 秘密の保持	
				再委託の禁止	
				<input type="radio"/> 目的外使用の禁止	
				<input type="radio"/> 第三者への提供の禁止	
				<input type="radio"/> 複写及び複製の禁止	
				<input type="radio"/> 提供資料の返還義務	
				<input type="radio"/> 立入調査の実施	
				<input type="radio"/> 事故発生時の報告義務	
<input type="radio"/> 条例遵守					
委託に係る個人情報の項目	1氏名 2住所 3性別 4生年月日 5電話番号 6メールアドレス 7容貌 8容姿 9職業・勤務先 10学歴 11団体加入の有無等 12会議での発言内容 13出欠席の記録 14アンケート回答内容 15希望する配慮				
委託先との授受の方法	閲覧 文書 <input type="radio"/> 磁気媒体 <input type="radio"/> その他 (メール)				

※容貌…講師紹介時に用いる講師プロフィール写真を指す項目

※容姿…会議撮影時の参加者等の全身像を指す項目

※職業・勤務先…外部講師の肩書、参加者が学生であるか否かを指す項目(部会后調整)

電 算 入 力 記 録 票

		部 課 名	各課共通	整理番号	
業務システム名		記録年月日		平成23年5月27日	
		附属機関等の会議に関する業務管理			
記 録 の 経 過	審議会諮問年月日	番号	記録年月日	記録・消去した項目番号	
	平成23年5月26日	1	平成23年5月27日	1～11	
	令和 年 月 日		令和5年10月23日	12～14	
記 録 の 項 目	1	氏名		16	
	2	生年月日		17	
	3	性別		18	
	4	住所		19	
	5	電話番号		20	
	6	FAX番号		21	
	7	メールアドレス		22	
	8	職業・勤務先		23	
	9	所属団体名		24	
	10	役職名		25	
	11	出欠記録		26	
	12	学歴 <u>学生であるか否か</u> (部会后調整)		27	
	13	アンケート回答内容		28	
	14	希望する配慮		29	
	15			30	
備考					

自己点検表②(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称:	附属機関等の会議
主管部課名:	各課共通(環境部環境課)
業務の根拠法令等:	
利用目的(全体):	気候区民会議の企画・運営のため

No.	委託先等に取り扱わせる保有個人情報(下線は要配慮個人情報)	委託先等が取扱う保有個人情報(業務別)				1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号)	
		ア	イ	ウ	エ	☑	□
1	氏名	○	○			☑	・会議の運営に使用するため ・シンポジウムの開催に使用するため
2	住所	○	○			☑	・会議の運営に使用するため ・シンポジウムの開催に使用するため ・参加者の分析を行い、報告書にまとめるため
3	性別	○	○			☑	・会議の運営に使用するため ・シンポジウムの開催に使用するため ・参加者の分析を行い、報告書にまとめるため
4	生年月日	○	○			☑	・会議の運営に使用するため ・シンポジウムの開催に使用するため ・参加者の分析を行い、報告書にまとめるため
5	電話番号	○				☑	・会議の運営に使用するため ・シンポジウムの開催に使用するため
6	メールアドレス	○				☑	・会議の運営に使用するため ・シンポジウムの開催に使用するため
7	容貌				○	☑	会議・シンポジウムの様子を撮影・編集し、区民へ周知するため
8	容姿				○	☑	会議・シンポジウムの様子を撮影・編集し、区民へ周知するため
9	職業・勤務先		○	○		☑	会議及びシンポジウムで講師を務める方の肩書を把握するため、 会議参加者の分析を行い、報告書に記載するため(部会後調整)
10	学歴	○	○			☑	会議参加者の分析を行い、報告書に記載するため
11	団体加入の有無等				○	☑	一般区民の参加者と環境団体に所属している参加者の割合を調査するため
12	会議での発言内容				○	☑	会議・シンポジウムの様子を撮影・編集し、区民へ周知するため
13	出欠席の記録	○			○	☑	・会議・シンポジウムで出欠者の管理を行うため ・参加者の分析を行い、報告書にまとめるため
14	アンケート回答内容		○	○		☑	・会議の企画立案の参考とするため ・会議参加者アンケートの収集・とりまとめを行うため
15	希望する配慮	○	○			☑	・会議の運営に使用するため ・シンポジウムの開催に使用するため
16						□	
17						□	
18						□	
19						□	
20						□	
21						□	
22						□	

委託先又は指定管理者に行わせる業務の内容 <第1号>	ア	出席者の管理
	イ	会議企画業務
	ウ	会議運営業務
	エ	報告書等の作成
再委託等を行う業務の内容 (再委託等を行う場合)	動画編集業務、ファンリレーション業務	

・委託先又は指定管理者が取り扱う個人情報の重要度に応じ、委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めているか。<第2号>		
☑	選定に使用した選定基準等	
☑①	個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン	
3. 委託先又は指定管理者に係る契約条項(第3号)		
・契約の締結に当たり、次の事項を契約書等に明記するか。<第3号>		
☑	契約書等への記載事項	契約書に記載しない場合、その理由と代替措置
☑②	個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項<第3号ア>	個人情報に係る特記仕様書に記載する
☑③	【外部委託の場合】再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)である場合も同様とする。)<第3号イ>	個人情報に係る特記仕様書に記載する
無④	【指定管理者の場合】委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)<第3号ウ>	
☑⑤	個人情報の第三者への提供の制限に関する事項<第3号エ>	個人情報に係る特記仕様書に記載する
☑⑥	個人情報の複製等の制限に関する事項<第3号オ>	個人情報に係る特記仕様書に記載する
☑⑦	個人情報の安全管理措置に関する事項<第3号カ>	個人情報に係る特記仕様書に記載する
☑⑧	個人情報の漏えい等の事象の発生時における対応に関する事項<第3号キ>	個人情報に係る特記仕様書に記載する
☑⑨	委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項<第3号ク>	個人情報に係る特記仕様書に記載する
☑⑩	法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項<第3号ケ>	個人情報に係る特記仕様書に記載する
☑⑪	【外部委託の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号コ>	個人情報に係る特記仕様書に記載する
無⑫	【指定管理者の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号サ>	
☑⑬	関係法令の遵守に関する事項<第3号シ>	個人情報に係る特記仕様書に記載する
4. 委託先又は指定管理者に係る確認事項(第4号、第6号～第10号)		
・委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。<第4号、第6号～第10号>		
☑	確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等
☑⑭	委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。<第4号>	情報管理責任者及び従事者の役職名・氏名及び情報管理体制における役割を記載した「情報管理体制表」を提出させる。 仕様書に個人情報の管理の状況についての検査に関する事項を記載する。
☑⑮	委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘密性等その内容及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。<第6号>	代替措置として、事業者からの紙面での報告を受ける。必要に応じて実地検査を行うことも検討する。
☑⑯	【外部委託の場合】委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱わせる保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①～⑭の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘密性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑮の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。))を含む。<第7号>	委託先が再委託を行う場合は必要最低限の個人情報を取り扱わせることとし、区はその内容について委託先を通じて報告を受けることとする。
無⑰	【指定管理者の場合】指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑯の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。<第8号>	
☑⑱	漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘密性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。<第9号>	提供する個人情報はすべて業務に必要なものであるため、当該措置は講じない。
☑⑲	委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。<第10号>	事前に個人情報の授受に係る職員名簿の提出を求め、授受後は施錠装置付きの箱型車で施錠しながら職員名簿に記載された本人が運搬を行うこと。また、送付する場合はゆうパック等追跡機能を有した送付方法とする。

自己点検表⑤(電算入力)

業務の名称:	附属機関等の会議
主管部課名:	各課共通(環境部環境課)
業務の根拠法令等:	
利用目的(全体):	気候区民会議への参加者を募集するため

システム名	附属機関の会議に関する業務管理システム
区の機関が管理する電子計算組織への記録を行う業務の内容 (電子計算組織の処理内容・利用方法)	気候区民会議参加募集者の管理をするため

No.	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 (下線は要配慮個人情報)	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の妥当性(第1号)	
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。〈第1号〉	電子計算組織への記録が必要な理由
1	<u>学籍</u> 学生であるか否か (部会後調整)	<input checked="" type="checkbox"/>	会議参加者の分析を行い、報告書に記載するため
2	アンケート回答内容	<input checked="" type="checkbox"/>	会議参加者アンケートのとりまとめ結果を管理するため
3	希望する配慮	<input checked="" type="checkbox"/>	会議参加者に対する配慮・支援の内容を管理するため
4		<input type="checkbox"/>	
5		<input type="checkbox"/>	
6		<input type="checkbox"/>	
7		<input type="checkbox"/>	
8		<input type="checkbox"/>	
9		<input type="checkbox"/>	
10		<input type="checkbox"/>	
11		<input type="checkbox"/>	
12		<input type="checkbox"/>	
13		<input type="checkbox"/>	
14		<input type="checkbox"/>	
15		<input type="checkbox"/>	
16		<input type="checkbox"/>	
17		<input type="checkbox"/>	
18		<input type="checkbox"/>	
19		<input type="checkbox"/>	
20		<input type="checkbox"/>	

2. 電子計算組織に係る確認事項(第2号～第5号)															
・保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録するに当たっての確認事項〈第2号〉															
<input checked="" type="checkbox"/>	①	対象者数 〈第2号ア〉	5,000	人	<input checked="" type="checkbox"/>	②	操作員数 〈第2号イ〉	3	人	<input checked="" type="checkbox"/>	③	操作員種別 〈第2号ウ〉	区職員	操作員の詳細 〈第2号ウ関連〉	常勤職員
<input checked="" type="checkbox"/>	④	データ処理 件数 〈第2号エ〉	1,000	件	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤	操作端末 種別 〈第2号オ〉	職員用PC	(その他の場合) 操作端末の詳細 〈第2号オ関連〉						
・区の機関が管理する電子計算組織への記録に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第3号～第5号〉															
確認事項					確認事項への具体的対応・代替措置等										
<input checked="" type="checkbox"/>	⑥	保有個人情報の秘匿性等その内容(※)に応じて必要な措置を行うか。〈第3号〉			<input type="checkbox"/> バックアップ <input type="checkbox"/> データの暗号化 <input type="checkbox"/> ログの取得管理 <input type="checkbox"/> パスワード認証 <input type="checkbox"/> ICカード認証 <input type="checkbox"/> 生体認証 <input checked="" type="checkbox"/> データ持ち出し管理ソフトの導入 <input checked="" type="checkbox"/> ウイルス対策ソフトの導入 <input type="checkbox"/> 無停電電源装置(UPS)の導入 <input type="checkbox"/> (その他)										
<input checked="" type="checkbox"/>	⑦	アクセスする権限を有する職員等の範囲及び権限の内容を、業務を行う上で必要最小限の範囲に限定しているか。〈第4号〉			該当ファイルのログイン権限は気候区民会議の担当者に限定する。										
<input checked="" type="checkbox"/>	⑧	保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、保有個人情報の複製及び送信並びに保有個人情報が記録された媒体の外部への送付及び持ち出しができる場合を必要最小限に限定しているか。〈第5号〉			保有個人情報の複製及び送信並びに保有個人情報が記載された媒体の外部への送付及び持ち出しを行う場合は上司の許可を必要とすることとする。										

杉並区個人情報保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

対象業務名	議会答弁検討に関する業務				
主管部課名	総務部総務課				
該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等	
○	個人情報の保有等	新規	令和5年11月1日		
○	外部委託	新規	令和5年11月1日		
	指定管理		令和 年 月 日		
	労働者派遣		令和 年 月 日		
	目的外利用		令和 年 月 日		
	外部提供		令和 年 月 日		
○	電算入力	新規	令和5年11月1日		
○	外部結合	新規	令和5年11月1日		
案件の概要	<p>区ではこれまで、区議会定例会の本会議での代表質問・一般質問にかかる答弁検討について、紙資料にて行ってきたところである。 この度、答弁検討のデジタル化を進め、紙資料の削減及び答弁検討事務の効率化を図るため、「議会答弁検討システム」を導入する。 については、業務実施のため、新たに個人情報の登録を行う。また、システムの運営及びデータの管理について、外部委託を行う。これに伴い、システム利用開始時の本人確認情報等として、業務に必要な「氏名」等3項目を収集し、委託事業者へ送付する。その他、「議会答弁検討システム」を新たに設置し、L G W A N回線にて、委託事業者が運用管理するシステムと新たに外部結合する。</p> <p>【個人情報の保有等】 業務に必要な「氏名」等3項目について、新たに個人情報登録を行う。</p> <p>【外部委託】 システムの運営及びデータの管理について、外部委託を行う。</p> <p>【電算入力】 「議会答弁検討システム」を新たに設置し、「氏名」等3項目を記録する。</p> <p>【外部結合】 L G W A N回線にて、委託事業者が運用管理するシステムと新たに外部結合する。</p>				
	デジタル・セキュリティ部会での審議結果	令和 年 月 日			
		報告了承			
		以下のとおり			
()					
備考					

個人情報登録票

	部課名 総務部総務課	整理番号			
業務の名称	議会答弁検討	登録年月日	令和5年11月1日		
個人情報の収集目的	に関する業務				
対象となる個人の範囲	区の職員(特別職を含む)				
個人情報の収集方法	○ 本人		本人以外		
	本人以外収集の根拠				
	目的外利用	部課名	業務の名称		
		部会后修正(記録形態「文書」は削除)			
記録形態	<input checked="" type="radio"/> 文書 <input type="radio"/> 電算 その他				
個人情報の記録の内容	住民記録等の情報	財産等の情報	心身等の情報	生活状況等の情報	社会活動等の情報
	氏名				役職 職員番号
備考					

外部委託記録票

	部課名 総務部総務課	整理番号	
業務の名称	議会答弁検討	記録年月日	令和5年11月1日
	に関する業務		
諮問年月日	年 月 日	諮問第 号	確認年月日
委託先	民間事業者	業務委託期間	<input type="radio"/> 単年度 <input type="radio"/> 継続
委託の内容	システムの保守管理 システムに入力したデータ管理	委託の条件	<input type="radio"/> 個人情報の適切な管理
			<input type="radio"/> 秘密の保持
			<input type="radio"/> 再委託の禁止
			<input type="radio"/> 目的外使用の禁止
			<input type="radio"/> 第三者への提供の禁止
			<input type="radio"/> 複写及び複製の禁止
			<input type="radio"/> 提供資料の返還義務
			<input type="radio"/> 立入調査の実施
			<input type="radio"/> 事故発生時の報告義務
<input type="radio"/> 条例遵守			
委託に係る個人情報の項目	1氏名 2役職 3職員番号		
委託先との授受の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 磁気媒体 <input type="checkbox"/> その他(電子メール)		

電 算 入 力 記 録 票

		部 課 名	総務部総務課		整理番号	
業務システム名		議会答弁検討システム			記録年月日	令和5年11月1日
記 録 の 経 過	審議会諮問年月日	番号	記録年月日		記録・消去した項目番号	
	年 月 日		令和5年11月1日		1～3	
記 録 の 項 目	1	氏名			16	
	2	役職			17	
	3	職員番号			18	
	4				19	
	5				20	
	6				21	
	7				22	
	8				23	
	9				24	
	10				25	
	11				26	
	12				27	
	13				28	
	14				29	
	15				30	
備考						

外部結合記録票

部 課 名	総務部総務課	整理番号	
業務の名称	議会答弁検討	記録年月日	令和5年11月1日
外部結合の相手方	民間事業者 に関する業務		
外部結合の根拠	議会答弁検討システムは、当該事業者が保守管理するシステムの利用開始時の本人確認情報として職員番号を用いて照合するため、その基本情報として職員番号等を提供する必要がある。		
外部結合の方法	LGWAN回線		
外部結合によって 収集・提供される 個人情報の項目	提供する個人情報の項目	収集する個人情報の項目	
	1 氏名	1 氏名	
	2 役職	2 役職	
	3 職員番号	3 職員番号	
	4	4	
	5	5	
	6	6	
	7	7	
	8	8	
	9	9	
	10	10	
	11	11	
	12	12	
	13	13	
	14	14	
15	15		
備考			

自己点検表①(個人情報の保有・本人以外からの個人情報の取得)

業務の名称:	議会答弁検討に関する業務
主管部課名:	総務部総務課
業務の根拠法令等:	
利用目的(全体):	業務の情報をシステムにおいて管理し、システムの情報を利用者間で共有するため

対象となる個人の範囲: (第1号)	職員
----------------------	----

No.	保有する個人情報の内容 (下線は要配慮個人情報)	1. 個人情報の保有(第2号～第5号)			2. 本人以外からの個人情報の取得(第6号)	
		<input type="checkbox"/> ・保有する個人情報の利用目的は何か。<第2号> 保有する個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えていないか。<第3号>	<input type="checkbox"/> ・利用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲か。<第4号>	<input type="checkbox"/> 本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された個人情報を取得するときの利用目的を明示する方法は何か。(法第62条各号のいずれかに該当する場合はその旨)<第5号>	<input type="checkbox"/> ・本人以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の理由は何か。<第6号>	
		<input checked="" type="checkbox"/> 利用目的	<input checked="" type="checkbox"/> 変更前の利用目的との相当の関連性	<input checked="" type="checkbox"/> 利用目的を明示する方法等	<input checked="" type="checkbox"/> 根拠法令又は相当の理由	
1	氏名	<input checked="" type="checkbox"/> システム利用開始時の本人確認情報として保有するため	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2	役職	<input checked="" type="checkbox"/> システム利用開始時の本人確認情報として保有するため	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3	職員番号	<input checked="" type="checkbox"/> システム利用開始時の本人確認情報として保有するため	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
4		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
5		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
6		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
7		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
8		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
9		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
10		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
11		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
12		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
13		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
14		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
15		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
16		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
17		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
18		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
19		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
20		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

自己点検表② (☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称:	議会答弁検討に関する業務
主管部課名:	総務部総務課
業務の根拠法令等:	
利用目的(全体):	業務の情報をシステムにおいて管理し、システムの情報を利用者間で共有するため

No.	委託先等に取り扱わせる保有個人情報 (下線は要配慮個人情報)	委託先等が取扱う保有個人情報(業務別)				1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号)	
		ア	イ	ウ	エ	☑	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
1	氏名	○	○			☑	当該事業者が保守管理するシステムの利用開始時の本人確認情報として入力する必要があるため
2	役職	○	○			☑	当該事業者が保守管理するシステムの利用開始時の本人確認情報として入力する必要があるため
3	職員番号	○	○			☑	当該事業者が保守管理するシステムの利用開始時の本人確認情報として入力する必要があるため
4						□	
5						□	
6						□	
7						□	
8						□	
9						□	
10						□	
11						□	
12						□	
13						□	
14						□	
15						□	
16						□	
17						□	
18						□	
19						□	
20						□	
21						□	
22						□	

委託先又は指定管理者に行わせる業務の内容 〈第1号〉	ア	システムの保守管理
	イ	システムに入力したデータ管理
	ウ	
	エ	
再委託等を行う業務の内容 (再委託等を行う場合)		

・委託先又は指定管理者が取り扱う個人情報の重要度に応じ、委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めているか。〈第2号〉		
☑ 選定に使用した選定基準等		
☑ ①	個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン	
3. 委託先又は指定管理者に係る契約条項(第3号)		
・契約の締結に当たり、次の事項を契約書等に明記するか。〈第3号〉		
☑	契約書等への記載事項	
	契約書に記載しない場合、その理由と代替措置	
☑ ②	個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項(第3号ア)	契約条項において、「個人情報を取り扱う場合は、仕様書に定める措置を講じるなど適切に個人情報を管理しなければならない。」と規定しているため、別途個人情報に係る特記仕様書を定めることとしている。
☑ ③	【外部委託の場合】再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)である場合も同様とする。)<第3号イ>	契約書に定める
無 ④	【指定管理者の場合】委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)<第3号ウ>	
☑ ⑤	個人情報の第三者への提供の制限に関する事項<第3号エ>	契約条項において、「個人情報を取り扱う場合は、仕様書に定める措置を講じるなど適切に個人情報を管理しなければならない。」と規定しているため、別途個人情報に係る特記仕様書を定めることとしている。
☑ ⑥	個人情報の複製等の制限に関する事項<第3号オ>	契約条項において、「個人情報を取り扱う場合は、仕様書に定める措置を講じるなど適切に個人情報を管理しなければならない。」と規定しているため、別途個人情報に係る特記仕様書を定めることとしている。
☑ ⑦	個人情報の安全管理措置に関する事項<第3号カ>	契約条項において、「個人情報を取り扱う場合は、仕様書に定める措置を講じるなど適切に個人情報を管理しなければならない。」と規定しているため、別途個人情報に係る特記仕様書を定めることとしている。
☑ ⑧	個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項<第3号キ>	契約条項において、「個人情報を取り扱う場合は、仕様書に定める措置を講じるなど適切に個人情報を管理しなければならない。」と規定しているため、別途個人情報に係る特記仕様書を定めることとしている。
☑ ⑨	委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項<第3号ク>	契約条項において、「個人情報を取り扱う場合は、仕様書に定める措置を講じるなど適切に個人情報を管理しなければならない。」と規定しているため、別途個人情報に係る特記仕様書を定めることとしている。
☑ ⑩	法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項<第3号ケ>	契約書に定める
☑ ⑪	【外部委託の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号コ>	契約条項において、「個人情報を取り扱う場合は、仕様書に定める措置を講じるなど適切に個人情報を管理しなければならない。」と規定しているため、別途個人情報に係る特記仕様書を定めることとしている
無 ⑫	【指定管理者の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号サ>	
☑ ⑬	関係法令の遵守に関する事項<第3号ン>	契約条項において、「個人情報を取り扱う場合は、仕様書に定める措置を講じるなど適切に個人情報を管理しなければならない。」と規定しているため、別途個人情報に係る特記仕様書を定めることとしている
4. 委託先又は指定管理者に係る確認事項(第4号、第6号～第10号)		
・委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第4号、第6号～第10号〉		
☑	確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等
☑ ⑭	委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。〈第4号〉	個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドラインに定める情報管理体制等届出書等を事業者から徴収する。また、個人情報に係る特記仕様書に個人情報の管理の状況についての検査等に関する事項を記載する。
☑ ⑮	委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。〈第6号〉	提供する個人情報について、受託者が受託業務において直接当該情報を利用することがないため、個人情報に係る特記仕様書の遵守状況の報告書を提出することに替える。
無 ⑯	【外部委託の場合】委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱わせる保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①～⑭の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑮の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。))を含む。)<第7号〉	再委託しない。
無 ⑰	【指定管理者の場合】指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑯の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。〈第8号〉	
☑ ⑱	漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じて、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第9号〉	提供するすべての個人情報は委託業務に必要なものであるため、本措置は実施しない。
□ ⑲	委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	

自己点検表⑤(電算入力)

業務の名称:	議会答弁検討に関する業務
主管部課名:	総務部総務課
業務の根拠法令等:	
利用目的(全体):	業務の情報をシステムにおいて管理し、システムの情報を利用者間で共有するため

システム名	議会答弁検討システム
区の機関が管理する電子計算組織への記録を行う業務の内容(電子計算組織の処理内容・利用方法)	区議会における代表質問及び一般質問への答弁検討を電算システムにより実施する

No.	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報(下線は要配慮個人情報)	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の妥当性(第1号)	
		<input checked="" type="checkbox"/>	電子計算組織への記録が必要な理由
1	氏名	<input checked="" type="checkbox"/>	事務の効率化、紙使用量の削減及び答弁検討事務をデジタル化する必要があるため
2	役職	<input checked="" type="checkbox"/>	事務の効率化、紙使用量の削減及び答弁検討事務をデジタル化する必要があるため
3	職員番号	<input checked="" type="checkbox"/>	事務の効率化、紙使用量の削減及び答弁検討事務をデジタル化する必要があるため
4		<input type="checkbox"/>	
5		<input type="checkbox"/>	
6		<input type="checkbox"/>	
7		<input type="checkbox"/>	
8		<input type="checkbox"/>	
9		<input type="checkbox"/>	
10		<input type="checkbox"/>	
11		<input type="checkbox"/>	
12		<input type="checkbox"/>	
13		<input type="checkbox"/>	
14		<input type="checkbox"/>	
15		<input type="checkbox"/>	
16		<input type="checkbox"/>	
17		<input type="checkbox"/>	
18		<input type="checkbox"/>	
19		<input type="checkbox"/>	
20		<input type="checkbox"/>	

2. 電子計算組織に係る確認事項(第2号～第5号)															
・保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録するに当たっての確認事項<第2号>															
<input checked="" type="checkbox"/>	①	対象者数<第2号ア>	800	人	<input checked="" type="checkbox"/>	②	操作員数<第2号イ>	800	人	<input checked="" type="checkbox"/>	③	操作員種別<第2号ウ>	区職員	操作員の詳細<第2号ウ関連>	特別職及び常勤職員(管理職・係長級)
<input checked="" type="checkbox"/>	④	データ処理件数<第2号エ>	55,000	件	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤	操作端末種別<第2号オ>	職員用PC	(その他の場合)操作端末の詳細<第2号オ関連>						
・区の機関が管理する電子計算組織への記録に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。<第3号～第5号>															
確認事項					確認事項への具体的対応・代替措置等										
<input checked="" type="checkbox"/>	⑥	保有個人情報の秘匿性等その内容(※)に応じて必要な措置を行うか。<第3号> ※特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度など			<input checked="" type="checkbox"/>	バックアップ	事業者による毎日夜間のバックアップ取得を実施する								
					<input type="checkbox"/>	データの暗号化									
					<input checked="" type="checkbox"/>	ログの取得管理	事業者がアクセスログ、エラーログを取得する								
					<input checked="" type="checkbox"/>	パスワード認証	職員番号等によるログイン管理を行う								
					<input type="checkbox"/>	ICカード認証									
					<input type="checkbox"/>	生体認証									
					<input type="checkbox"/>	データ持ち出し管理ソフトの導入									
					<input checked="" type="checkbox"/>	ウイルス対策ソフトの導入	○事業者によるウイルス定義ファイルの更新・監視 ○区職員PCへのウイルスソフトの導入								
					<input checked="" type="checkbox"/>	無停電電源装置(UPS)の導入	○事業者による3系統給電 ○UPS及び自家発電による48時間無補給の無停電連続運用の確保								
					<input type="checkbox"/>	(その他)									
<input checked="" type="checkbox"/>	⑦	アクセスする権限を有する職員等の範囲及び権限の内容を、業務を行う上で必要最小限の範囲に限定しているか。<第4号>			特別職、管理職、係長級職員に限定している										
無	⑧	保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、保有個人情報の複製及び送信並びに保有個人情報が記録された媒体の外部への送付及び持ち出しができる場合を必要最小限に限定しているか。<第5号>			クラウドサービスにより提供・運営されるシステムのため、保有個人情報の複製及び送信を行うことはない。保有個人情報が記録された媒体の外部への送付及び持ち出しは行わない										

自己点検表⑥(外部結合)

業務の名称:	議会答弁検討に関する業務
主管部課名:	総務部総務課
業務の根拠法令等:	
利用目的(全体):	業務の情報をシステムにおいて管理し、システムの情報を利用者間で共有するため

システム名	議会答弁検討システム
外部結合を行う業務の内容	区議会における代表質問及び一般質問への答弁検討を電算システムにより実施する

No.	外部結合によって提供する保有個人情報・取得する個人情報 (下線は要配慮個人情報)		1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号)	
	提供する保有個人情報	取得する個人情報	<input checked="" type="checkbox"/>	外部結合が必要な理由
				・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉
1	氏名	氏名	<input checked="" type="checkbox"/>	当該事業者が保守管理するシステムの利用開始時の本人確認情報として入力する必要があるため
2	役職	役職	<input checked="" type="checkbox"/>	当該事業者が保守管理するシステムの利用開始時の本人確認情報として入力する必要があるため
3	職員番号	職員番号	<input checked="" type="checkbox"/>	当該事業者が保守管理するシステムの利用開始時の本人確認情報として入力する必要があるため
4			<input type="checkbox"/>	
5			<input type="checkbox"/>	
6			<input type="checkbox"/>	
7			<input type="checkbox"/>	
8			<input type="checkbox"/>	
9			<input type="checkbox"/>	
10			<input type="checkbox"/>	
11			<input type="checkbox"/>	
12			<input type="checkbox"/>	
13			<input type="checkbox"/>	
14			<input type="checkbox"/>	
15			<input type="checkbox"/>	
16			<input type="checkbox"/>	
17			<input type="checkbox"/>	
18			<input type="checkbox"/>	
19			<input type="checkbox"/>	
20			<input type="checkbox"/>	

2. 外部結合に係る確認事項(第3号～第13号)				
外部結合に係る基本情報<第3号・第4号>				
<input checked="" type="checkbox"/>	①	外部結合の相手方 <第3号>	民間事業者	相手方の詳細 <第3号関連>
				随意契約を予定 LGWAN-ASP提供事業者(行政専用のネットワークであるLGWANにおいて、地方公共団体向けに各種行政事務サービスを提供する事業者)
<input checked="" type="checkbox"/>	②	外部結合の方法 <第4号>	LGWAN回線	その他の場合の詳細 <第4号関連>
・【提供の場合のみ】外部結合に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第5号～第13号〉				
<input checked="" type="checkbox"/>	確認事項		確認事項への具体的対応・代替措置等	
	<input checked="" type="checkbox"/>	③	外部結合により保有個人情報の提供を行う根拠は何か。 <第5号・第6号>	<p>根拠をプルダウンから選択⇒</p> <p>①【利用目的内の場合】外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由がある</p> <p>【利用目的のための外部結合による提供】保有個人情報を外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。</p> <p>【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等】議会答弁検討システムは、当該事業者が保守管理するシステムの利用開始時の本人確認情報として職員番号を用いて照合するため、その基本情報として職員番号等を提供する必要がある。</p>
	無	④	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を外部結合によって提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき、⑤及び⑥に規定する措置を講ずるか。〈第7号〉	外部結合により他の行政機関等へ提供しない
	無	⑤	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第8号〉	外部結合により他の行政機関等へ提供しない
	無	⑥	⑤のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第9号〉	外部結合により他の行政機関等へ提供しない
	無	⑦	漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるか。〈第10号〉	提供する個人情報は委託業務に必要なものであるもので、措置は実施しない
	無	⑧	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第11号〉	外国にある第三者に個人情報を提供しない
	無	⑨	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあつては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。〈第12号〉	外国にある第三者に個人情報を提供しない
	無	⑩	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供した場合にあつては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。〈第13号〉	外国にある第三者に個人情報を提供しない

杉並区個人情報保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

対象業務名	特別区民税・都民税賦課徴収(普通徴収)に関する業務			
主管部課名	区民生活部課税課			
該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
	個人情報の保有等		令和 年 月 日	
○	外部委託	変更	令和5年11月1日	地方税法第317条
	指定管理		令和 年 月 日	
	労働者派遣		令和 年 月 日	
	目的外利用		令和 年 月 日	
	外部提供		令和 年 月 日	
○	電算入力	変更	令和5年11月1日	地方税法第317条
○	外部結合	変更	令和5年11月1日	地方税法第317条
案件の概要	<p>区ではこれまで、税務署へ提出された所得税の確定申告書や区へ提出された特別区民税・都民税申告書等の賦課資料に基づき調査を行い、所得税の確定申告書に記載された金額と異なる金額を決定した場合は、管轄の税務署長に書面で通知してきたところである。</p> <p>この度、特別区民税・都民税の税額計算や税額決定通知書の作成等を行っていた区の基幹業務システムが扶養是正理由の管理についても整備されたため、住民税賦課徴収情報伝送システムを利用して、民間事業者を通じ、電子データにて通知することとする。</p> <p>については、外部委託記録票、電算入力記録票及び外部結合記録票に「被扶養者是正理由」を追加する。</p> <p>【外部委託】 委託に係る個人情報の項目に「被扶養者是正理由」を追加する。</p> <p>【電算入力】 住民税システム及び住民税賦課徴収情報伝送システムに「被扶養者是正理由」を記録する。</p> <p>【外部結合】 提供する個人情報の項目に「被扶養者是正理由」を追加する。</p> <p>※被扶養者是正理由…確定申告書の記載を調査し、記載と異なる金額を決定した際の理由。</p>			
デジタル・セキュリティ部会での審議結果	令和 年 月 日			
	報告了承			
	以下のとおり			
	()			
備考				

外部委託記録票

	部課名 区民生活部課税課、納税課	整理番号	
業務の名称	特別区民税・都民税賦課徴収(普通徴収)	記録年月日	平成23年1月4日
に関する業務			
諮問年月日	平成22年10月28日	諮問第15号	確認年月日
委託先	登録委託先事業者	業務委託期間	単年度 <input type="radio"/> 継続
委託の内容	地方税ポータルシステム受信サーバーの運営	委託の条件	<input type="radio"/> 個人情報の適切な管理
			<input type="radio"/> 秘密の保持
			<input type="radio"/> 再委託の禁止
			<input type="radio"/> 目的外使用の禁止
			<input type="radio"/> 第三者への提供の禁止
			<input type="radio"/> 複写及び複製の禁止
			<input type="radio"/> 提供資料の返還義務
			<input type="radio"/> 立入調査の実施
			<input type="radio"/> 事故発生時の報告義務
<input type="radio"/> 条例遵守			
委託に係る個人情報の項目	次ページ「外部委託記録票(別紙)」のとおり		
委託先との授受の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 磁気媒体 <input checked="" type="radio"/> その他(専用回線)		

外部委託記録票(別紙)

		部課名	区民生活部課税課、納税課	整理番号	
業務の名称		特別区民税・都民税賦課徴収(普通徴収)		記録年月日	平成23年1月4日
に関する業務					
外部委託をした個人情報 の項目	1	～198 省略	228		
	199	被扶養者是正理由	229		
	200		230		
	201		231		
	202		232		
	203		233		
	204		234		
	205		235		
	206		236		
	207		237		
	208		238		
	209		239		
	210		240		
	211		241		
	212		242		
	213		243		
	214		244		
	215		245		
	216		246		
	217		247		
	218		248		
	219		249		
	220		250		
	221		251		
	222		252		
	223		253		
	224		254		
	225		255		
226		256			
227		257			

電 算 入 力 記 録 票

		部 課 名	区民生活部課税課、納税課	整理番号	
業務システム名		住民税システム		記録年月日	昭和62年6月1日、平成24年1月4日
記 録 の 経 過	審議会諮問年月日	番号	記録年月日	記録・消去した項目番号	
	(省略)				
	令和5年 月 日		令和5年11月1日	647	
記 録 の 項 目	1	～646 省略	661		
	647	<u>被扶養者是正理由</u>	662		
	648		663		
	649		664		
	650		665		
	651		666		
	652		667		
	653		668		
	654		669		
	655		670		
	656		671		
	657		672		
	658		673		
659		674			
660		675			
備 考					

電 算 入 力 記 録 票

		部 課 名	区民生活部課税課	整理番号	
業務システム名		住民税賦課徴収情報伝送システム		記録年月日	平成21年1月4日
記 録 の 経 過	審議会諮問年月日	番号	記録年月日	記録・消去した項目番号	
	(省略)				
	令和5年 月 日		令和5年11月1日	279	
記 録 の 項 目	1 ~278 省略		293		
	279	被扶養者是正理由	294		
	280		295		
	281		296		
	282		297		
	283		298		
	284		299		
	285		300		
	286		301		
	287		302		
	288		303		
	289		304		
	290		305		
291		306			
292		307			
備考					

外部結合記録票

部 課 名	区民生活部課税課、納税課	整 理 番 号	
業務の名称	特別区民税・都民税賦課徴収(普通徴収)	記録年月日	平成23年1月4日
外部結合の相手方	登録委託先事業者 に関する業務		
外部結合の根拠	第1号該当…行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第4条		
外部結合の方法	LGWAN回線		
外部結合によって 収集・提供される 個人情報の項目	提供する個人情報の項目	収集する個人情報の項目	
	1 ~199 省略	1 ~199 省略	
	200 <u>被扶養者是正理由</u>	200	
	201	201	
	202	202	
	203	203	
	204	204	
	205	205	
	206	206	
	207	207	
	208	208	
	209	209	
	210	210	
	211	211	
212	212		
213	213		
備 考			

自己点検表②(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称:	特別区民税・都民税賦課徴収(普通徴収)に関する業務
主管部課名:	区民生活部課税課
業務の根拠法令等:	地方税法第317条
利用目的(全体):	電子化による業務の効率化

No.	委託先等に取り扱わせる保有個人情報(下線は要配慮個人情報)	委託先等が取扱う保有個人情報(業務別)				1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号)	
		ア	イ	ウ	エ	☑	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
1	被扶養者是正理由	○				☑	サーバーにデータを保有するため
2						□	
3						□	
4						□	
5						□	
6						□	
7						□	
8						□	
9						□	
10						□	
11						□	
12						□	
13						□	
14						□	
15						□	
16						□	
17						□	
18						□	
19						□	
20						□	
21						□	
22						□	

委託先又は指定管理者に行わせる業務の内容 〈第1号〉	ア	地方税ポータルシステム受信サーバーの運営
	イ	
	ウ	
	エ	
再委託等を行う業務の内容 (再委託等を行う場合)		

・委託先又は指定管理者が取扱う個人情報の重要度に応じ、委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めているか。〈第2号〉		
☑ 選定に使用した選定基準等		
☑① 地方税共同機構が定める認定委託先事業者の認定等に関する要綱		
3. 委託先又は指定管理者に係る契約条項(第3号)		
・契約の締結に当たり、次の事項を契約書等に明記するか。〈第3号〉		
☑	契約書等への記載事項	契約書に記載しない場合、その理由と代替措置
☑②	個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項(第3号ア)	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑③	【外部委託の場合】再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)である場合も同様とする。)<第3号イ>	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
無④	【指定管理者の場合】委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)<第3号ウ>	
☑⑤	個人情報の第三者への提供の制限に関する事項(第3号エ)	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑⑥	個人情報の複製等の制限に関する事項(第3号オ)	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑⑦	個人情報の安全管理措置に関する事項(第3号カ)	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑⑧	個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項(第3号キ)	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑⑨	委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項(第3号ク)	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑⑩	法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項(第3号ケ)	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑⑪	【外部委託の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号コ>	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
無⑫	【指定管理者の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号サ>	
☑⑬	関係法令の遵守に関する事項(第3号シ)	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
4. 委託先又は指定管理者に係る確認事項(第4号、第6号～第10号)		
・委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第4号、第6号～第10号〉		
☑	確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等
☑⑭	委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。〈第4号〉	情報管理責任者及び従事者の役職名・氏名及び情報管理体制における役割を記載した「情報管理体制表」を提出させる。
☑⑮	委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。〈第6号〉	実地検査は行わないが、代替措置として地方税共同機構により委託事業者へ情報セキュリティ等の監査が行われている。
☑⑯	【外部委託の場合】委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱わせる保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①～⑭の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑮の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。))を含む。)<第7号〉	(部会前) 原則として、再委託は禁止しているが、行った場合各措置を講じさせる。 (部会后) 再委託は行わない。
無⑰	【指定管理者の場合】指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑯の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。〈第8号〉	
☑⑱	漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第9号〉	必要に応じて、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除する
☑⑲	委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	LGWAN回線の利用、ファイアーウォールの設置等の措置を講ずる。

自己点検表⑤(電算入力)

業務の名称:	特別区民税・都民税賦課徴収(普通徴収)に関する業務
主管部課名:	区民生活部課税課
業務の根拠法令等:	地方税法第317条
利用目的(全体):	電子化による業務の効率化

システム名	住民税システム
区の機関が管理する電子計算組織への記録を行う業務の内容 (電子計算組織の処理内容・利用方法)	特別区民税・都民税の賦課・徴収を行う

No.	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 (下線は要配慮個人情報)	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の妥当性(第1号)	
		<input checked="" type="checkbox"/>	電子計算組織への記録が必要な理由
1	被扶養者は正理由	<input checked="" type="checkbox"/>	税務署長への通知を電子化し、効率的に業務を行うために、記録を行う
2		<input type="checkbox"/>	
3		<input type="checkbox"/>	
4		<input type="checkbox"/>	
5		<input type="checkbox"/>	
6		<input type="checkbox"/>	
7		<input type="checkbox"/>	
8		<input type="checkbox"/>	
9		<input type="checkbox"/>	
10		<input type="checkbox"/>	
11		<input type="checkbox"/>	
12		<input type="checkbox"/>	
13		<input type="checkbox"/>	
14		<input type="checkbox"/>	
15		<input type="checkbox"/>	
16		<input type="checkbox"/>	
17		<input type="checkbox"/>	
18		<input type="checkbox"/>	
19		<input type="checkbox"/>	
20		<input type="checkbox"/>	

2. 電子計算組織に係る確認事項(第2号～第5号)															
・保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録するに当たっての確認事項<第2号>															
<input checked="" type="checkbox"/>	①	対象者数 <第2号ア>	550,000	人	<input checked="" type="checkbox"/>	②	操作員数 <第2号イ>	120	人	<input checked="" type="checkbox"/>	③	操作員種別 <第2号ウ>	区職員	操作員の詳細 <第2号ウ関連>	常勤職員、会計年度任用職員
<input checked="" type="checkbox"/>	④	データ処理 件数 <第2号エ>	1,000,000	件	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤	操作端末 種別 <第2号オ>	職員用PC	(その他の場合) 操作端末の詳細 <第2号オ関連>						
・区の機関が管理する電子計算組織への記録に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。<第3号～第5号>															
確認事項					確認事項への具体的対応・代替措置等										
<input type="checkbox"/>	⑥	保有個人情報の秘匿性等その内容(※)に応じて必要な措置を行うか。<第3号> ※特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度など			<input checked="" type="checkbox"/>	バックアップ	日次夜間でデータのバックアップを行っている								
					<input checked="" type="checkbox"/>	データの暗号化	データ自体を暗号化はしていないが、データの通信は暗号化している								
					<input checked="" type="checkbox"/>	ログの取得管理	必要に応じて、ログイン、参照、入力履歴等を取得している								
					<input checked="" type="checkbox"/>	パスワード認証	住民税システムへのログインにはパスワードを設定している								
					<input type="checkbox"/>	ICカード認証									
					<input checked="" type="checkbox"/>	生体認証	区職員PCへのログインには生体認証を設定している								
					<input checked="" type="checkbox"/>	データ持ち出し管理 ソフトの導入	区職員PCにはデータ持ち出し管理ソフトを導入している								
					<input checked="" type="checkbox"/>	ウイルス対策ソフトの 導入	区職員PCにはウイルス対策ソフトを導入している								
					<input checked="" type="checkbox"/>	無停電電源装置 (UPS)の導入	データセンターの設備として導入している								
					<input type="checkbox"/>	(その他)									
<input checked="" type="checkbox"/>	⑦	アクセスする権限を有する職員等の範囲及び権限の内容を、業務を行う上で必要最小限の範囲に限定しているか。<第4号>					住民税システムのログイン、入力・参照権限は、それぞれの業務に応じ、必要最小編の範囲に限定している								
<input checked="" type="checkbox"/>	⑧	保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、保有個人情報の複製及び送信並びに保有個人情報が記録された媒体の外部への送付及び持ち出しができる場合を必要最小限に限定しているか。<第5号>					上司の許可がない保有個人情報の複製・送信及び保有個人情報が記録された媒体の外部への送付又は持ち出しを禁止する規定を設けるとともに、データ持ち出し管理ソフトを導入し、保有個人情報の媒体への記録を制限している								

自己点検表⑤(電算入力)

業務の名称:	特別区民税・都民税賦課徴収(普通徴収)に関する業務
主管部課名:	区民生活部課税課
業務の根拠法令等:	地方税法第317条
利用目的(全体):	電子化による業務の効率化

システム名	住民税賦課徴収情報伝送システム
区の機関が管理する電子計算組織への記録を行う業務の内容 (電子計算組織の処理内容・利用方法)	特別区民税・都民税の賦課・徴収を行うため、賦課資料の送受信等を行う

No.	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 (下線は要配慮個人情報)	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の妥当性(第1号)	
		<input checked="" type="checkbox"/>	電子計算組織への記録が必要な理由
1	被扶養者は正理由	<input checked="" type="checkbox"/>	税務署長への通知を電子化し、効率的に業務を行うために、記録を行う
2		<input type="checkbox"/>	
3		<input type="checkbox"/>	
4		<input type="checkbox"/>	
5		<input type="checkbox"/>	
6		<input type="checkbox"/>	
7		<input type="checkbox"/>	
8		<input type="checkbox"/>	
9		<input type="checkbox"/>	
10		<input type="checkbox"/>	
11		<input type="checkbox"/>	
12		<input type="checkbox"/>	
13		<input type="checkbox"/>	
14		<input type="checkbox"/>	
15		<input type="checkbox"/>	
16		<input type="checkbox"/>	
17		<input type="checkbox"/>	
18		<input type="checkbox"/>	
19		<input type="checkbox"/>	
20		<input type="checkbox"/>	

2. 電子計算組織に係る確認事項(第2号～第5号)															
・保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録するに当たっての確認事項<第2号>															
<input checked="" type="checkbox"/>	①	対象者数 <第2号ア>	550,000	人	<input checked="" type="checkbox"/>	②	操作員数 <第2号イ>	20	人	<input checked="" type="checkbox"/>	③	操作員種別 <第2号ウ>	区職員	操作員の詳細 <第2号ウ関連>	常勤職員、会計年度任用職員
<input checked="" type="checkbox"/>	④	データ処理 件数 <第2号エ>	800,000	件	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤	操作端末 種別 <第2号オ>	処理専用PC	(その他の場合) 操作端末の詳細 <第2号オ関連>						
・区の機関が管理する電子計算組織への記録に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。<第3号～第5号>															
確認事項					確認事項への具体的対応・代替措置等										
<input type="checkbox"/>	⑥	保有個人情報の秘匿性等その内容(※)に応じて必要な措置を行うか。<第3号> ※特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度など			<input checked="" type="checkbox"/>	バックアップ	委託業者のデータセンターにてバックアップデータを保管している								
					<input type="checkbox"/>	データの暗号化									
					<input checked="" type="checkbox"/>	ログの取得管理	必要に応じて、ログイン、参照履歴等を取得している								
					<input checked="" type="checkbox"/>	パスワード認証	住民税システムへのログインにはパスワードを設定している								
					<input type="checkbox"/>	ICカード認証									
					<input checked="" type="checkbox"/>	生体認証	処理専用PCには生体認証を利用している								
					<input checked="" type="checkbox"/>	データ持ち出し管理 ソフトの導入	処理専用PCにはデータ持ち出し管理ソフトを導入している								
					<input checked="" type="checkbox"/>	ウイルス対策ソフトの 導入	処理専用PCにはウイルス対策ソフトを導入している								
					<input type="checkbox"/>	無停電電源装置 (UPS)の導入									
					<input type="checkbox"/>	(その他)									
<input checked="" type="checkbox"/>	⑦	アクセスする権限を有する職員等の範囲及び権限の内容を、業務を行う上で必要最小限の範囲に限定しているか。<第4号>					住民税賦課徴収情報伝送システムへのログインは、担当職員のみ限定している								
<input checked="" type="checkbox"/>	⑧	保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、保有個人情報の複製及び送信並びに保有個人情報が記録された媒体の外部への送付及び持ち出しができる場合を必要最小限に限定しているか。<第5号>					上司の許可がない保有個人情報の複製・送信及び保有個人情報が記録された媒体の外部への送付又は持ち出しを禁止する規定を設けるとともに、データ持ち出し管理ソフトを導入し、保有個人情報の媒体への記録を制限している								

自己点検表⑥(外部結合)

業務の名称:	特別区民税・都民税賦課徴収(普通徴収)に関する業務
主管部課名:	区民生活部課税課
業務の根拠法令等:	地方税法第317条
利用目的(全体):	電子化による業務の効率化

No.	外部結合によって提供する保有個人情報・取得する個人情報 (下線は要配慮個人情報)		1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号)	
	提供する保有個人情報	取得する個人情報	<input checked="" type="checkbox"/>	外部結合が必要な理由
1	被扶養者是正理由		<input checked="" type="checkbox"/>	税務署長への通知を電子化することにより、業務の効率化を行うために、外部結合が必要である
2			<input type="checkbox"/>	
3			<input type="checkbox"/>	
4			<input type="checkbox"/>	
5			<input type="checkbox"/>	
6			<input type="checkbox"/>	
7			<input type="checkbox"/>	
8			<input type="checkbox"/>	
9			<input type="checkbox"/>	
10			<input type="checkbox"/>	
11			<input type="checkbox"/>	
12			<input type="checkbox"/>	
13			<input type="checkbox"/>	
14			<input type="checkbox"/>	
15			<input type="checkbox"/>	
16			<input type="checkbox"/>	
17			<input type="checkbox"/>	
18			<input type="checkbox"/>	
19			<input type="checkbox"/>	
20			<input type="checkbox"/>	

システム名	住民税賦課徴収情報伝送システム
外部結合を行う業務の内容	特別区民税・都民税の賦課・徴収を行うため、賦課資料の送受信を行う

2. 外部結合に係る確認事項(第3号～第13号)				
外部結合に係る基本情報<第3号・第4号>				
<input checked="" type="checkbox"/>	①	外部結合の相手方<第3号>	民間事業者	相手方の詳細<第3号関連>
				LGWAN-ASP提供事業者(行政専用のネットワークであるLGWANにおいて、地方公共団体向けに各種行政事務サービスを提供する事業者)
<input checked="" type="checkbox"/>	②	外部結合の方法<第4号>	LGWAN回線	その他の場合の詳細<第4号関連>
・【提供の場合のみ】外部結合に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。<第5号～第13号>				
確認事項		確認事項への具体的対応・代替措置等		
<input checked="" type="checkbox"/>	③	外部結合により保有個人情報の提供を行う根拠は何か。<第5号・第6号>	根拠	<p>根拠をプルダウンから選択⇒ ①【利用目的内の場合】外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由がある</p> <p>【利用目的のための外部結合による提供】保有個人情報を外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。</p>
			具体的内容	【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等】地方税法317条
<input checked="" type="checkbox"/>	④	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を外部結合によって提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき、⑤及び⑥に規定する措置を講ずるか。<第7号>	外部結合によって提供する場合、⑤及び⑥に規定する措置を講ずる	
<input checked="" type="checkbox"/>	⑤	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。<第8号>	提供先の民間事業者とは、地方税ポータルネットワークの運用委託契約を結んでおり、個人情報に関する特記仕様書を交わしている。なお、民間事業者は地方税共同機構が認定した事業者でなければならない	
<input checked="" type="checkbox"/>	⑥	⑤のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。<第9号>	必要に応じて、委託事業者への実地調査等を行い、改善要求等の必要な措置を講ずる。なお、委託事業者は地方税共同機構の定める認定委託先事業者の認定等に関する要綱のセキュリティ対策を満たす必要がある	
<input checked="" type="checkbox"/>	⑦	漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じて、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるか。<第10号>	必要に応じて、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除する	
<input checked="" type="checkbox"/>	⑧	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。<第11号>	外国にある第三者に利用目的以外の目的のために提供する場合は本人の同意を得る	
<input checked="" type="checkbox"/>	⑨	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあつては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。<第12号>	⑧の場合、参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を本人へ提供する	
<input checked="" type="checkbox"/>	⑩	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供した場合にあつては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。<第13号>	外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供した場合、必要な措置を講ずる	

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

対象業務名		軽自動車税に関する業務		
主管部課名		区民生活部課税課		
該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
	個人情報の保有等		令和 年 月 日	
○	外部委託	新規	令和5年9月5日	国税徴収法第141条、第142条、地方税法第20条の11、第463条の27第6項、地方自治法第231条の3
	指定管理		令和 年 月 日	
	労働者派遣		令和 年 月 日	
	目的外利用		令和 年 月 日	
	外部提供		令和 年 月 日	
	電算入力		令和 年 月 日	
○	外部結合	新規	令和5年9月5日	国税徴収法第141条、第142条、地方税法第20条の11、第463条の27第6項、地方自治法第231条の3
案件の概要	<p>区では、軽自動車税（種別割）の滞納者に対して滞納処分を行うため、該当する対象者の預貯金等の状況を、金融機関と文書でやり取りし確認している。 この度、事務負担の軽減及び迅速な滞納処分を行うことを目的に、一部の金融機関とのやり取りについて民間事業者が提供するクラウドサービス（預貯金照会システム）を用いて行うこととする。</p> <p>【外部委託】 金融機関とのデータ送受信を外部委託する。</p> <p>【外部結合】 L G W A N回線を通じて、民間事業者のサーバに外部結合する。</p>			
デジタル・セキュリティ部会での審議結果		令和 年 月 日		
		報告了承		
		以下のとおり		
		()		
備考				

外部委託記録票

		部課名	区民生活部課税課		整理番号	
業務の名称		軽自動車税			記録年月日	令和5年9月5日
		に関する業務				
諮問年月日	令和 年 月 日	諮問第 号	確認年月日			
委託先	民間事業者			業務委託期間	単年度 <input type="radio"/> 継続	
委託の内容	金融機関とのデータ送受信		委託の条件	<input type="radio"/> 個人情報の適切な管理		
	<再委託が必要な理由> クラウドサービスの運用保守について、専門業者に再委託するため。			<input type="radio"/> 秘密の保持		
				再委託の禁止		
				<input type="radio"/> 目的外使用の禁止		
				<input type="radio"/> 第三者への提供の禁止		
				<input type="radio"/> 複写及び複製の禁止		
				<input type="radio"/> 提供資料の返還義務		
				<input type="radio"/> 立入調査の実施		
				<input type="radio"/> 事故発生時の報告義務		
<input type="radio"/> 条例遵守						
委託に係る個人情報の項目	1氏名 2住所 3生年月日 4口座 5電話番号 6取引状況※注1 7調査の内容※注2					
委託先との授受の方法	閲覧		文書	磁気媒体	<input type="radio"/> その他(LGWAN)	

※注1 取引状況…入出金の履歴等

※注2 調査の内容…照会をかけた金融機関における取引の有無

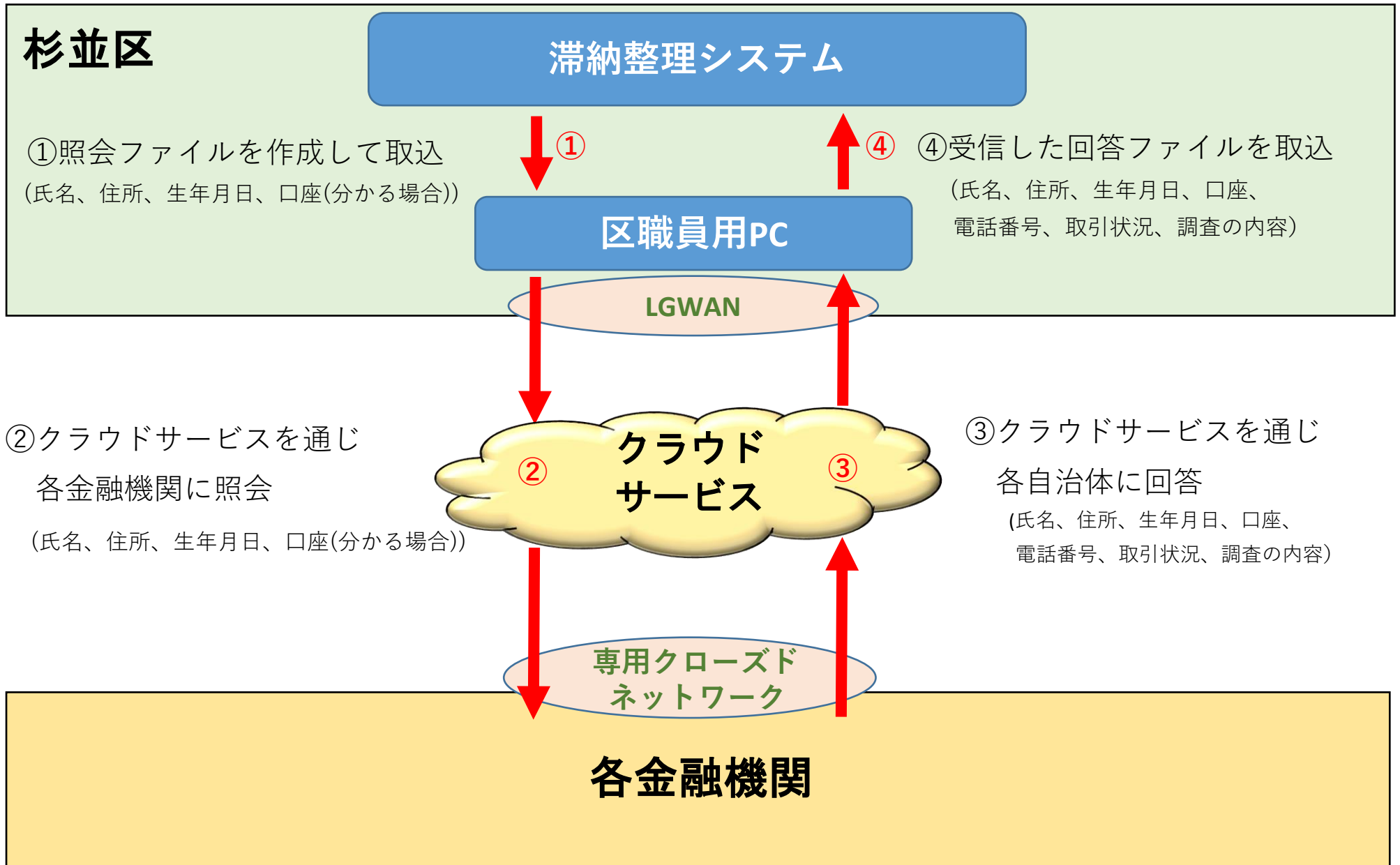
外部結合記録票

部 課 名	区民生活部課税課	整 理 番 号	
業務の名称	軽自動車税	記録年月日	令和5年9月5日
外部結合の相手方	民間事業者		
外部結合の根拠	軽自動車税(種別割)の滞納者に対する滞納処分に係る預貯金照会の事務負担を軽減し、迅速な滞納処分を実現するため。 【預貯金照会の根拠法令】 国税徴収法第141条、第142条、地方税法第20条の11、第463条の27第6項、地方自治法第231条の3		
外部結合の方法	LGWAN回線		
外部結合によって 収集・提供する 個人情報の項目	提供する個人情報の項目	収集する個人情報の項目	
	1 氏名	1 氏名	
	2 住所	2 住所	
	3 生年月日	3 生年月日	
	4 口座	4 口座	
	5	5 電話番号	
	6	6 取引状況※注1	
	7	7 調査の内容※注2	
	8	8	
	9	9	
	10	10	
	11	11	
	12	12	
	13	13	
	14	14	
	15	15	
	16	16	
	17	17	
	18	18	
	19	19	
20	20		
備考			

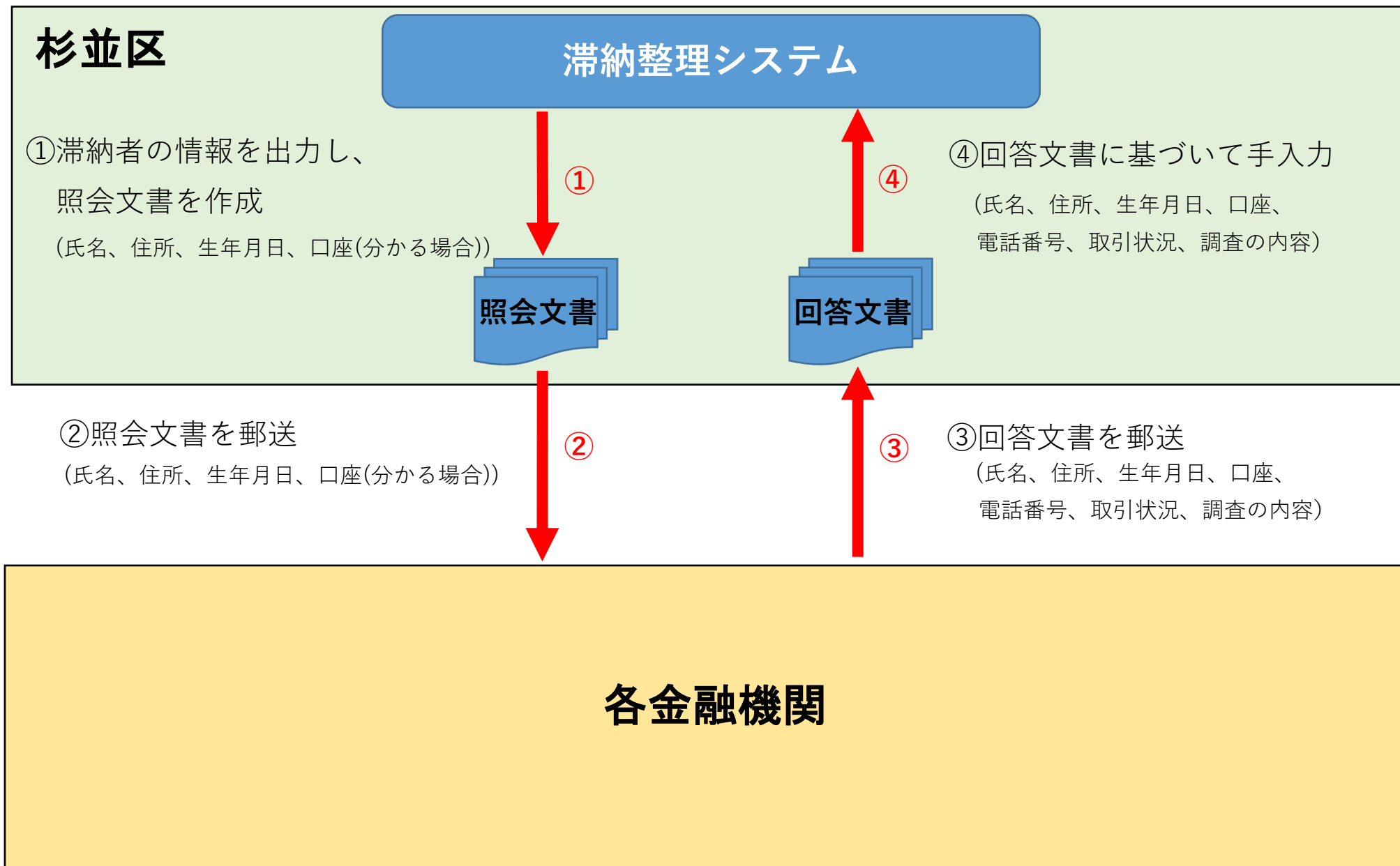
※注1 取引状況・・・入出金の履歴等

※注2 調査の内容・・・照会をかけた金融機関における取引の有無

クラウドサービスによる預貯金照会業務フロー図



文書による預貯金照会業務フロー図



自己点検表②(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称:	軽自動車税に関する業務
主管部課名:	区民生活部課税課
業務の根拠法令等:	国税徴収法第141条、第142条、地方税法第20条の11、第463条の27第6項、地方自治法第231条の3
利用目的(全体):	・軽自動車税の賦課徴収のため ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定された事務を行うため。

No.	委託先等に取り扱わせる保有個人情報(下線は要配慮個人情報)	委託先等が取扱う保有個人情報(業務別)				1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号)	
		ア	イ	ウ	エ	☑	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
1	氏名	○				☑	・金融機関に預貯金照会を行う際に必要となるため。 ・金融機関からの預貯金照会の回答に含まれるため。
2	住所	○				☑	・金融機関に預貯金照会を行う際に必要となるため。 ・金融機関からの預貯金照会の回答に含まれるため。
3	生年月日	○				☑	・金融機関に預貯金照会を行う際に必要となるため。 ・金融機関からの預貯金照会の回答に含まれるため。
4	口座	○				☑	・金融機関に預貯金照会を行う際に必要となるため。 ・金融機関からの預貯金照会の回答に含まれるため。
5	電話番号	○				☑	・金融機関からの預貯金照会の回答に含まれるため。
6	取引状況	○				☑	・金融機関からの預貯金照会の回答に含まれるため。
7	調査の内容	○				☑	・金融機関からの預貯金照会の回答に含まれるため。
8						□	
9						□	
10						□	
11						□	
12						□	
13						□	
14						□	
15						□	
16						□	
17						□	
18						□	
19						□	
20						□	
21						□	
22						□	

委託先又は指定管理者に行わせる業務の内容 〈第1号〉	ア	金融機関とのデータ送受信
	イ	
	ウ	
	エ	
再委託等を行う業務の内容 (再委託等を行う場合)		クラウドサービス(預貯金照会システム)の運用保守

・委託先又は指定管理者が取り扱う個人情報の重要度に応じ、委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めているか。〈第2号〉		
☑	選定に使用した選定基準等	
☑①	個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン	
3. 委託先又は指定管理者に係る契約条項(第3号)		
・契約の締結に当たり、次の事項を契約書等に明記するか。〈第3号〉		
☑	契約書等への記載事項	契約書に記載しない場合、その理由と代替措置
☑②	個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項 〈第3号ア〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑③	【外部委託の場合】再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)である場合も同様とする。) 〈第3号イ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
無④	【指定管理者の場合】委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。) 〈第3号ウ〉	
☑⑤	個人情報の第三者への提供の制限に関する事項 〈第3号エ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑⑥	個人情報の複製等の制限に関する事項 〈第3号オ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑⑦	個人情報の安全管理措置に関する事項 〈第3号カ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑⑧	個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項 〈第3号キ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑⑨	委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項 〈第3号ク〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑⑩	法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項 〈第3号ク〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑⑪	【外部委託の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。) 〈第3号コ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
無⑫	【指定管理者の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。) 〈第3号サ〉	
☑⑬	関係法令の遵守に関する事項 〈第3号シ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
4. 委託先又は指定管理者に係る確認事項(第4号、第6号～第10号)		
・委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第4号、第6号～第10号〉		
☑	確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等
☑⑭	委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。 〈第4号〉	個人情報の管理の状況について書面で報告を受けている。
☑⑮	委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。 〈第6号〉	委託する業務はクラウドサービスにて提供されているため、実地検査に代えて、個人情報の管理の状況について書面で報告を受けている。
☑⑯	【外部委託の場合】委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱わせる保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①～⑭の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑮の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。))を含む。 〈第7号〉	再委託先に対して、委託先と同様の措置を講じさせる。
無⑰	【指定管理者の場合】指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑯の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。 〈第8号〉	
☑⑱	漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。 〈第9号〉	提供する個人情報は預貯金照会に必要な情報であるため、当該措置は講じない。
☑⑲	委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。 〈第10号〉	預貯金照会における委託先との個人情報の授受(送受信)はLGWAN回線を通じて行う。

自己点検表⑥(外部結合)

業務の名称:	軽自動車税に関する業務
主管部課名:	区民生活部課税課
業務の根拠法令等:	国税徴収法第141条、第142条、地方税法第20条の11、第463条の27第6項、地方自治法第231条の3
利用目的(全体):	・軽自動車税の賦課徴収のため ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定された事務を行うため。

システム名	預貯金照会システム
外部結合を行う業務の内容	軽自動車税(種別割)の滞納者に対して滞納処分を行うために実施する、金融機関等に対する預貯金の照会

No.	外部結合によって提供する保有個人情報・取得する個人情報 (下線は要配慮個人情報)		1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号) ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。<第1号・第2号>	
	提供する保有個人情報	取得する個人情報	<input checked="" type="checkbox"/>	外部結合が必要な理由
1	氏名	氏名	<input checked="" type="checkbox"/>	軽自動車税(種別割)の滞納者に対する滞納処分に係る事務負担の軽減及び迅速な滞納処分を実現するため。
2	住所	住所	<input checked="" type="checkbox"/>	軽自動車税(種別割)の滞納者に対する滞納処分に係る事務負担の軽減及び迅速な滞納処分を実現するため。
3	生年月日	生年月日	<input checked="" type="checkbox"/>	軽自動車税(種別割)の滞納者に対する滞納処分に係る事務負担の軽減及び迅速な滞納処分を実現するため。
4	口座	口座	<input checked="" type="checkbox"/>	軽自動車税(種別割)の滞納者に対する滞納処分に係る事務負担の軽減及び迅速な滞納処分を実現するため。
5		電話番号	<input checked="" type="checkbox"/>	軽自動車税(種別割)の滞納者に対する滞納処分に係る事務負担の軽減及び迅速な滞納処分を実現するため。
6		取引状況	<input checked="" type="checkbox"/>	軽自動車税(種別割)の滞納者に対する滞納処分に係る事務負担の軽減及び迅速な滞納処分を実現するため。
7		調査の内容	<input checked="" type="checkbox"/>	軽自動車税(種別割)の滞納者に対する滞納処分に係る事務負担の軽減及び迅速な滞納処分を実現するため。
8			<input type="checkbox"/>	
9			<input type="checkbox"/>	
10			<input type="checkbox"/>	
11			<input type="checkbox"/>	
12			<input type="checkbox"/>	
13			<input type="checkbox"/>	
14			<input type="checkbox"/>	
15			<input type="checkbox"/>	
16			<input type="checkbox"/>	
17			<input type="checkbox"/>	
18			<input type="checkbox"/>	
19			<input type="checkbox"/>	
20			<input type="checkbox"/>	

2. 外部結合に係る確認事項(第3号～第13号)			
外部結合に係る基本情報<第3号・第4号>			
<input checked="" type="checkbox"/>	① 外部結合の相手方<第3号>	民間事業者	相手方の詳細<第3号関連> LGWAN-ASP提供事業者(行政専用のネットワークであるLGWANにおいて、地方公共団体向けに各種行政事務サービスを提供する事業者)
<input checked="" type="checkbox"/>	② 外部結合の方法<第4号>	LGWAN回線	その他の場合の詳細<第4号関連>
・【提供の場合のみ】外部結合に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。<第5号～第13号>			
<input checked="" type="checkbox"/>	確認事項		確認事項への具体的対応・代替措置等
<input checked="" type="checkbox"/>	③ 外部結合により保有個人情報の提供を行う根拠は何か。<第5号・第6号>		<p>根拠</p> <p>根拠をプルダウンから選択⇒ ①【利用目的内の場合】外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由がある</p> <p>【利用目的のための外部結合による提供】保有個人情報を外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。</p> <p>【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等】 軽自動車税(種別割)の滞納者に対する滞納処分に係る預貯金照会の事務負担を軽減し、迅速な滞納処分を実現するため。</p>
<input type="checkbox"/>	④ 法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を外部結合によって提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき、⑤及び⑥に規定する措置を講ずるか。<第7号>		
<input type="checkbox"/>	⑤ 法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。<第8号>		
<input type="checkbox"/>	⑥ ⑤のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。<第9号>		
<input checked="" type="checkbox"/>	⑦ 漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるか。<第10号>		提供する個人情報は預貯金照会に必要な情報であるため、当該措置は講じない。
<input type="checkbox"/>	⑧ 法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。<第11号>		
<input type="checkbox"/>	⑨ 法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあつては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。<第12号>		
<input type="checkbox"/>	⑩ 法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供した場合にあつては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。<第13号>		

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

対象業務名	区内事業者等への支援						
主管部課名	区民生活部産業振興センター						
該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等			
○	個人情報の保有等	変更	令和5年9月1日				
○	外部委託	新規	令和5年9月1日				
	指定管理		令和 年 月 日				
	労働者派遣		令和 年 月 日				
	目的外利用		令和 年 月 日				
	外部提供		令和 年 月 日				
	電算入力		令和 年 月 日				
	外部結合		令和 年 月 日				
案件の概要	<p>区では、区内中小事業者に対し、光熱費の高騰による経営への影響を緩和し、経営の安定化を図るため、経費の一部を助成する事業を開始する。 助成金の申請にあたっては、郵送及び電子申請によるものとし、申請書及び申請内容の確認できる証明資料の提出を受け、交付決定をしたのちに、助成金を口座振替により交付する。 なお、受付から助成金支払データの作成までの業務を民間事業者へ委託し、実施する。</p> <p>【個人情報の保有等】 個人情報の記録の内容に「性別」等の5項目を追加する。</p> <p>【外部委託】 運営管理業務、申請書の受付、確認及び審査(対象要件の確認、助成額の確定)、申請者への助成金口座振替支払データ作成、コールセンター業務を外部委託する。</p>						
デジタル・セキュリティ部会での審議結果	<table border="1"> <tr> <td>報告了承</td> </tr> <tr> <td>以下のとおり</td> </tr> <tr> <td>()</td> </tr> </table>				報告了承	以下のとおり	()
報告了承							
以下のとおり							
()							
備考							

個人情報登録票

	部課名 区民生活部産業振興センター	整理番号			
業務の名称	区内事業者等への支援	登録年月日	令和2年6月18日		
に関する業務					
個人情報の収集目的	区内事業者等を支援するため				
対象となる個人の範囲	区内事業者等				
個人情報の収集方法	○ 本人 ○ 本人以外				
	本人以外収集の根拠	第4号該当…令和2年5月29日審議会諮問第6号			
	目的外利用	部課名	業務の名称		
		杉並保健所生活衛生課	食品営業許可に関する業務		
記録形態	○ 文書 ○ 電算 その他				
個人情報の記録の内容	住民記録等の情報	財産等の情報	心身等の情報	生活状況等の情報	社会活動等の情報
	氏名 住所 電話番号 メールアドレス 印影 性別 生年月日 契約者との関係 住所等の異動情報	収入の状況 建物の状況 債権・債務の状況 税額等の状況 営業及び施設の状況		申請理由 口座 光熱費の使用状況	職業 勤務先 役職 職歴 営業許可番号又は製造所固有記号
備考					

外部委託記録票

	部課名 区民生活部産業振興センター	整理番号		
業務の名称	区内事業者等への支援	記録年月日	年 月 日	
諮問年月日	年 月 日	諮問第 号	確認年月日	
委託先	民間事業者	業務委託期間	○ 単年度 継続	
委託の内容	業務全体の運営・管理 申請受付・審査 申請・支払データの作成 コールセンター業務 【再委託の理由】 申請受付・審査、申請・支払データの作成、 コールセンター業務等の高度な判断を必要 としない定型的な業務を再委託する。	委託の条件	<input type="checkbox"/> 個人情報の適切な管理	
			<input type="checkbox"/> 秘密の保持	
			<input type="checkbox"/> 再委託の禁止	
			<input type="checkbox"/> 目的外使用の禁止	
			<input type="checkbox"/> 第三者への提供の禁止	
			<input type="checkbox"/> 複写及び複製の禁止	
			<input type="checkbox"/> 提供資料の返還義務	
			<input type="checkbox"/> 立入調査の実施	
委託に係る個人情報の項目	1氏名 2住所 3電話番号 4メールアドレス 5契約者との関係 6住所等の異動情報 7税額等の状況 8 口座 9職業 10勤務先 11役職 12光熱費の使用状況			
	委託先との授受の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 磁気媒体 その他()		

自己点検表①(個人情報の保有・本人以外からの個人情報の取得)

業務の名称:	区内事業者等への支援
主管部課名:	区民生活部産業振興センター
業務の根拠法令等:	
利用目的(全体):	助成金の交付

対象となる個人の範囲: (第1号)	区内事業者等
----------------------	--------

No.	保有する個人情報の内容 (下線は要配慮個人情報)	1. 個人情報の保有(第2号～第5号)			2. 本人以外からの個人情報の取得(第6号)	
		<input checked="" type="checkbox"/> 利用目的 <small>・保有する個人情報の利用目的は何か。<第2号> 保有する個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えていないか。<第3号></small>	<input type="checkbox"/> 変更前の利用目的との相当の関連性 <small>・利用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲か。<第4号></small>	<input checked="" type="checkbox"/> 利用目的を明示する方法等 <small>本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された個人情報を取得するときの利用目的を明示する方法は何か。(法第62条各号のいずれかに該当する場合はその旨)<第5号></small>	<input type="checkbox"/> 根拠法令又は相当の理由 <small>・本人以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の理由は何か。<第6号></small>	
1	性別	<input checked="" type="checkbox"/> 証明書類(住民票)に記載されているため	無	<input checked="" type="checkbox"/> 申請書、チラシ及び区HPに掲載する	無	
2	生年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 証明書類(住民票)に記載されているため	無	<input checked="" type="checkbox"/> 申請書、チラシ及び区HPに掲載する	無	
3	契約者との関係	<input checked="" type="checkbox"/> 対象者要件を確認するため	無	<input checked="" type="checkbox"/> 申請書、チラシ及び区HPに掲載する	無	
4	住所等の異動情報	<input checked="" type="checkbox"/> 対象者要件を確認するため	無	<input checked="" type="checkbox"/> 申請書、チラシ及び区HPに掲載する	無	
5	光熱費の使用状況	<input checked="" type="checkbox"/> 助成対象額の確認のため	無	<input checked="" type="checkbox"/> 申請書、チラシ及び区HPに掲載する	無	
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

自己点検表②(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称:	区内事業者等への支援
主管部課名:	区民生活部産業振興センター
業務の根拠法令等:	
利用目的(全体):	助成金の交付

No.	委託先等に取り扱わせる保有個人情報 (下線は要配慮個人情報)	委託先等が取扱う保有個人情報(業務別)				1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号)	
		ア	イ	ウ	エ	☑	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
1	氏名	○	○	○	○	☑	受付から助成金交付まで、委託業者が用意する進捗管理システムによる進捗状況の確認を行う。また、コールセンターにおいても、当該システムを確認し、問い合わせ対応を行うため。
2	住所	○	○	○	○	☑	受付から助成金交付まで、進捗管理システムによる進捗状況の確認を行う。また、コールセンターにおいても、当該システムを確認し、問い合わせ対応を行うため。
3	電話番号	○	○	○	○	☑	受付から助成金交付まで、進捗管理システムによる進捗状況の確認を行う。また、コールセンターにおいても、当該システムを確認し、問い合わせ対応を行うため。
4	メールアドレス	○	○	○	○	☑	受付から助成金交付まで、進捗管理システムによる進捗状況の確認を行う。また、コールセンターにおいても、当該システムを確認し、問い合わせ対応を行うため。
5	契約者との関係	○	○	○	○	☑	受付から助成金交付まで、進捗管理システムによる進捗状況の確認を行う。また、コールセンターにおいても、当該システムを確認し、問い合わせ対応を行うため。
6	住所等の異動情報	○	○	○	○	☑	受付から助成金交付まで、進捗管理システムによる進捗状況の確認を行う。また、コールセンターにおいても、当該システムを確認し、問い合わせ対応を行うため。
7	税額等の状況	○	○	○	○	☑	受付から助成金交付まで、進捗管理システムによる進捗状況の確認を行う。また、コールセンターにおいても、当該システムを確認し、問い合わせ対応を行うため。
8	口座	○	○	○	○	☑	受付から助成金交付まで、進捗管理システムによる進捗状況の確認を行う。また、コールセンターにおいても、当該システムを確認し、問い合わせ対応を行うため。
9	職業	○	○	○	○	☑	受付から助成金交付まで、進捗管理システムによる進捗状況の確認を行う。また、コールセンターにおいても、当該システムを確認し、問い合わせ対応を行うため。
10	勤務先	○	○	○	○	☑	受付から助成金交付まで、進捗管理システムによる進捗状況の確認を行う。また、コールセンターにおいても、当該システムを確認し、問い合わせ対応を行うため。
11	役職	○	○	○	○	☑	受付から助成金交付まで、進捗管理システムによる進捗状況の確認を行う。また、コールセンターにおいても、当該システムを確認し、問い合わせ対応を行うため。
12	光熱費等の使用状況	○	○	○	○	☑	受付から助成金交付まで、進捗管理システムによる進捗状況の確認を行う。また、コールセンターにおいても、当該システムを確認し、問い合わせ対応を行うため。
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							

委託先又は指定管理者に行わせる業務の内容 〈第1号〉	ア	運営管理業務
	イ	申請書の受付、確認及び審査(対象要件や助成額等の確認)
	ウ	申請者への助成金口座振替支払データ作成
	エ	コールセンター業務
再委託等を行う業務の内容 (再委託等を行う場合)	上記イ、ウ、エの業務	

・委託先又は指定管理者が取り扱う個人情報の重要度に応じ、委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めているか。〈第2号〉		
☑	選定に使用した選定基準等	
☑①	個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン	
3. 委託先又は指定管理者に係る契約条項(第3号)		
・契約の締結に当たり、次の事項を契約書等に明記するか。〈第3号〉		
☑	契約書等への記載事項	契約書に記載しない場合、その理由と代替措置
☑②	個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項 〈第3号ア〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑③	【外部委託の場合】再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)である場合も同様とする。) 〈第3号イ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
無④	【指定管理者の場合】委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。) 〈第3号ウ〉	
☑⑤	個人情報の第三者への提供の制限に関する事項 〈第3号エ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑⑥	個人情報の複製等の制限に関する事項 〈第3号オ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑⑦	個人情報の安全管理措置に関する事項 〈第3号カ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑⑧	個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項 〈第3号キ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑⑨	委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項 〈第3号ク〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑⑩	法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項 〈第3号ケ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑⑪	【外部委託の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。) 〈第3号コ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
無⑫	【指定管理者の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。) 〈第3号サ〉	
☑⑬	関係法令の遵守に関する事項 〈第3号シ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
4. 委託先又は指定管理者に係る確認事項(第4号、第6号～第10号)		
・委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第4号、第6号～第10号〉		
☑	確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等
☑⑭	委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。〈第4号〉	情報管理責任者及び従事者の役職名・氏名及び情報管理体制における役割を記載した「情報管理体制表」を提出させる。 仕様書に個人情報の管理の状況についての検査に関する事項を記載する。
☑⑮	委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。〈第6号〉	委託期間中に必要に応じて検査を行う。
☑⑯	【外部委託の場合】委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱わせる保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①～⑭の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑮の措置を実施するか、(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。))を含む。) 〈第7号〉	再委託を行わせる業務は、受付・審査及びコールセンター業務で、交付申請内容の確認や問合せ内容の確認については、左記の全ての個人情報を把握させる必要がある。並びに①～⑭の措置を講じさせ、必要に応じて、委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑮の措置を実施する。
無⑰	【指定管理者の場合】指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑯の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。〈第8号〉	
☑⑱	漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じて、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第9号〉	提供する個人情報はすべて委託する業務に必要なものであるため、当該措置は実施しない。
☑⑲	委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	個人情報の授受に当たっては、パスワードの設定を施すことができるUSBを用いた上で、複数人の職員が直接委託先に持ち込みを行うこととする。

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

対象業務名	自転車用ヘルメット購入助成事業に関する業務			
主管部課名	都市整備部杉並土木事務所			
該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
○	個人情報の保有等	新規	令和5年11月1日	
○	外部委託	新規	令和5年11月1日	
	指定管理		令和 年 月 日	
	労働者派遣		令和 年 月 日	
	目的外利用		令和 年 月 日	
	外部提供		令和 年 月 日	
○	電算入力	新規	令和5年11月1日	
	外部結合		令和 年 月 日	
案件の概要	<p>改正道路交通法の施行により、令和5年4月1日から、全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化された。 このことを受け、ヘルメット着用促進及び自転車利用者の安全性の向上を図るため、区では、自転車用ヘルメットの購入者に対し、費用の一部を助成する事業を開始する。 ついては、本事業の実施に当たり、新たに個人情報の収集及び外部委託を行うとともに、申請者の情報を電算により管理することとする。</p> <p>【個人情報の保有等】 自転車用ヘルメット購入助成事業について、新たに個人情報登録を行う。</p> <p>【外部委託】 購入助成申込書の受付の業務について、新たに外部委託を行う。</p> <p>【電算入力】 助成要件に該当することの確認、今後のヘルメット着用促進事業の推進に活用する情報を確認するため、「自転車用ヘルメット購入助成利用者管理システム」を新たに設置し、「氏名」等16項目を記録する。</p>			
デジタル・セキュリティ部会での審議結果	令和 年 月 日			
	報告了承			
	以下のとおり			
	()			
備考				

個人情報登録票

	部課名 都市整備部杉並土木事務所	整理番号			
		登録年月日	令和5年11月1日		
業務の名称	自転車用ヘルメット購入助成事業 に関する業務				
個人情報の収集目的	自転車用ヘルメット購入助成事業を実施するため				
対象となる個人の範囲	自転車用ヘルメット購入助成事業の申請者及び助成金交付先のうち個人				
個人情報の収集方法	○ 本人		本人以外		
	本人以外収集の根拠				
	目的外利用	部課名	業務の名称		
記録形態	○ 文書 ○ 電算 その他				
個人情報の記録の内容	住民記録等の情報	財産等の情報	心身等の情報	生活状況等の情報	社会活動等の情報
	氏名 住所 電話番号 利用者区分			助成状況 助成品の内容 口座	勤務先 資格情報 講習受講の有無
備考	※利用者区分…幼児、小学生、中学生、10歳代、20～30歳代、40～65歳未満、65歳以上				

外部委託記録票

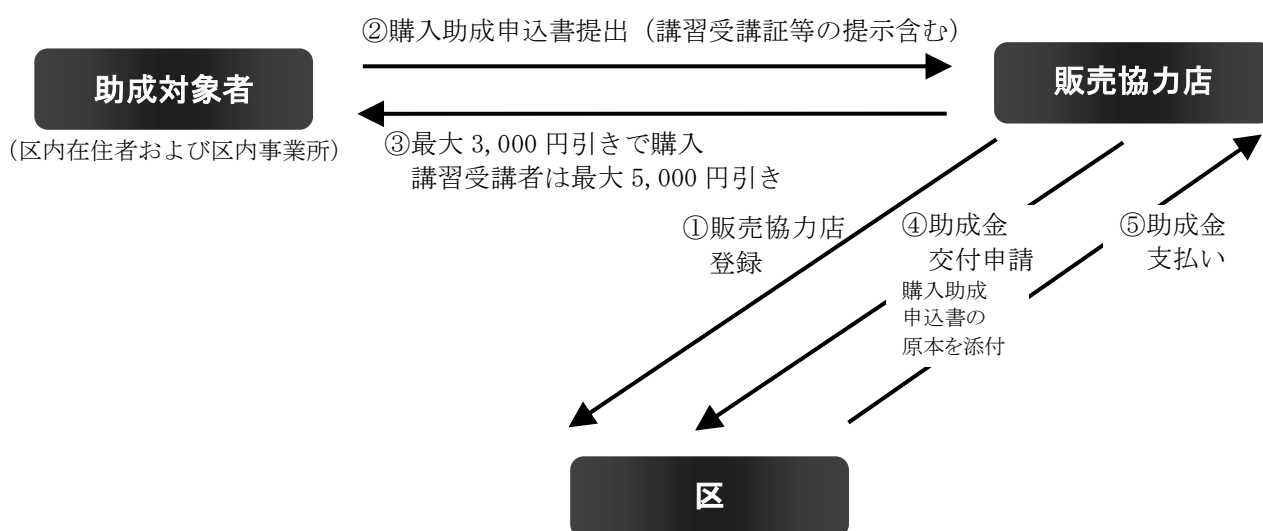
		部課名 都市整備部杉並土木事務所	整理番号	
業務の名称		自転車用ヘルメット購入助成事業	記録年月日	令和5年11月1日
			に関する業務	
諮問年月日		令和5年 月 日	諮問第 号	確認年月日
委託先		自転車用ヘルメット購入助成事業販売協力店	業務委託期間	単年度 <input type="radio"/> 継続
委託の内容	購入助成申込書の受付		委託の条件	<input type="radio"/> 個人情報の適切な管理
				<input type="radio"/> 秘密の保持
				<input type="radio"/> 再委託の禁止
				<input type="radio"/> 目的外使用の禁止
				<input type="radio"/> 第三者への提供の禁止
				<input type="radio"/> 複写及び複製の禁止
				<input type="radio"/> 提供資料の返還義務
				<input type="radio"/> 立入調査の実施
				<input type="radio"/> 事故発生時の報告義務
<input type="radio"/> 条例遵守				
委託に係る個人情報の項目	1氏名 2住所 3電話番号 4利用者区分 5助成状況 6助成品の内容 7勤務先 8資格情報 8講習受講の有無			
委託先との授受の方法	閲覧 <input type="radio"/> 文書 磁気媒体 その他 ()			

電 算 入 力 記 録 票

		部 課 名	都市整備部杉並土木事務所		整理番号	
業務システム名		自転車用ヘルメット購入助成利用者管理システム		記録年月日	令和5年11月1日	
記 録 の 経 過	審議会諮問年月日	番号	記録年月日	記録・消去した項目番号		
	令和5年 月 日		令和5年 月 日			
記 録 の 項 目	1 氏名			16 受講証番号		
	2 住所			17		
	3 電話番号			18		
	4 利用者区分			19		
	5 購入日			20		
	6 販売協力店名			21		
	7 販売額			22		
	8 助成額			23		
	9 メーカー名			24		
	10 品番			25		
	11 認証マーク			26		
	12 事業所の名称			27		
	13 事業所の担当者氏名			28		
	14 事業所の所在地			29		
	15 事業所の電話番号			30		
備考	利用者区分…幼児、小学生、中高生、10歳代、20～30歳代、40～65歳未満、65歳以上					

自転車用ヘルメット購入助成事業の流れ

- ① 販売協力店：区へ 販売協力店登録
- ② 助成対象者：販売協力店へ 購入助成申込書提出（講習受講証の提示含む）
（区内在住者および区内事業所）
- ③ 助成対象者：販売協力店から 購入 最大 3,000 円または 5,000 円引き
（区内在住者および区内事業所）
- ④ 販売協力店：区へ 助成金交付申請（購入助成申込書の原本を添付）
- ⑤ 区：販売協力店へ 助成金を支払う



自己点検表①(個人情報の保有・本人以外からの個人情報の取得)

業務の名称:	自転車用ヘルメット購入助成事業
主管部課名:	都市整備部杉並土木事務所
業務の根拠法令等:	
利用目的(全体):	助成要件(区内在住、助成は1人1回、講習受講)等の確認及び助成金交付を行うため

対象となる個人の範囲: (第1号)	自転車用ヘルメット購入助成を希望する申請者及び助成金交付先のうち個人
----------------------	------------------------------------

No.	保有する個人情報の内容 (下線は要配慮個人情報)	1. 個人情報の保有(第2号～第5号)			2. 本人以外からの個人情報の取得(第6号)	
		<input checked="" type="checkbox"/> 保有する個人情報の利用目的は何か。<第2号> 保有する個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えていないか。<第3号>	<input checked="" type="checkbox"/> 利用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲か。<第4号>	<input checked="" type="checkbox"/> 本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された個人情報を取得するときの利用目的を明示する方法は何か。(法第62条各号のいずれかに該当する場合はその旨)<第5号>	<input checked="" type="checkbox"/> 本人以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の理由は何か。<第6号>	
		利用目的	変更前の利用目的との相当の関連性	利用目的を明示する方法等	根拠法令又は相当の理由	
1	氏名	<input checked="" type="checkbox"/> 助成要件に該当することを確認するため	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 購入助成申込書に記載する	<input type="checkbox"/>	
2	住所	<input checked="" type="checkbox"/> 助成要件に該当することを確認するため	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 購入助成申込書に記載する	<input type="checkbox"/>	
3	電話番号	<input checked="" type="checkbox"/> 助成要件等の照会が必要な際に使用するため	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 購入助成申込書に記載する	<input type="checkbox"/>	
4	利用者区分	<input checked="" type="checkbox"/> ヘルメット着用促進事業の購入実績及び重点的に啓発をする対象年代を把握し、今後の施策に活かすため	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 購入助成申込書に記載する	<input type="checkbox"/>	
5	助成状況	<input checked="" type="checkbox"/> 助成要件に該当することを確認するため	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 購入助成申込書に記載する	<input type="checkbox"/>	
6	助成品の内容	<input checked="" type="checkbox"/> 助成要件に該当することを確認するため	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 購入助成申込書に記載する	<input type="checkbox"/>	
7	口座	<input checked="" type="checkbox"/> 販売協力店へ助成金交付を行うため	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 自転車用ヘルメット購入助成事業販売協力店登録申請時に徴取する口座振替依頼書に記載する。	<input type="checkbox"/>	
8	勤務先	<input checked="" type="checkbox"/> 助成要件に該当することを確認するため	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 購入助成申込書に記載する	<input type="checkbox"/>	
9	資格情報 (部会後)講習受講の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 助成要件に該当することを確認するため	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 購入助成申込書に記載する	<input type="checkbox"/>	
10		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
11		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
12		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
13		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
14		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
15		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
16		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
17		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
18		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
19		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
20		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

自己点検表② (外部委託・ 指定管理者)

業務の名称:	自転車用ヘルメット購入助成事業
主管部課名:	都市整備部杉並土木事務所
業務の根拠法令等:	
利用目的(全体):	助成要件(区内在住、助成は1人1回、講習受講)等を確認するため

No.	委託先等に取り扱わせる保有個人情報 (下線は要配慮個人情報)	委託先等が取扱う保有個人情報(業務別)				1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号)	
		ア	イ	ウ	エ	<input checked="" type="checkbox"/>	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
1	氏名	<input type="radio"/>				<input checked="" type="checkbox"/>	助成要件に該当することを確認するため
2	住所	<input type="radio"/>				<input checked="" type="checkbox"/>	助成要件に該当することを確認するため
3	電話番号	<input type="radio"/>				<input checked="" type="checkbox"/>	助成要件等の照会が必要な際に使用するため
4	利用者区分	<input type="radio"/>				<input checked="" type="checkbox"/>	ヘルメット着用促進事業の購入実績及び重点的に啓発をする対象年代を把握し、今後の施策に活かすため
5	助成状況	<input type="radio"/>				<input checked="" type="checkbox"/>	助成要件に該当することを確認するため
6	助成品の内容	<input type="radio"/>				<input checked="" type="checkbox"/>	助成要件に該当することを確認するため
7	勤務先	<input type="radio"/>				<input checked="" type="checkbox"/>	助成要件に該当することを確認するため
8	資格情報(部会後)講習受講の有無	<input type="radio"/>				<input checked="" type="checkbox"/>	助成要件に該当することを確認するため
9						<input type="checkbox"/>	
10						<input type="checkbox"/>	
11						<input type="checkbox"/>	
12						<input type="checkbox"/>	
13						<input type="checkbox"/>	
14						<input type="checkbox"/>	
15						<input type="checkbox"/>	
16						<input type="checkbox"/>	
17						<input type="checkbox"/>	
18						<input type="checkbox"/>	
19						<input type="checkbox"/>	
20						<input type="checkbox"/>	
21						<input type="checkbox"/>	
22						<input type="checkbox"/>	

委託先又は指定管理者に行わせる業務の内容 〈第1号〉	ア	購入助成申込書の受付
	イ	
	ウ	
	エ	
再委託等を行う業務の内容 (再委託等を行う場合)		

・委託先又は指定管理者が取り扱う個人情報の重要度に応じ、委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めているか。〈第2号〉		
<input checked="" type="checkbox"/>	選定に使用した選定基準等	
<input checked="" type="checkbox"/> ①	杉並区自転車用ヘルメット購入助成要綱	
3. 委託先又は指定管理者に係る契約条項(第3号)		
・契約の締結に当たり、次の事項を契約書等に明記するか。〈第3号〉		
<input checked="" type="checkbox"/>	契約書等への記載事項	契約書に記載しない場合、その理由と代替措置
<input checked="" type="checkbox"/> ②	個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項(第3号ア)	助成事業の販売協力店登録決定時に文書で通知
<input checked="" type="checkbox"/> ③	【外部委託の場合】再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)である場合も同様とする。)<第3号イ>	助成事業の販売協力店登録決定時に文書で通知
無 ④	【指定管理者の場合】委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)<第3号ウ>	
<input checked="" type="checkbox"/> ⑤	個人情報の第三者への提供の制限に関する事項(第3号エ)	助成事業の販売協力店登録決定時に文書で通知
<input checked="" type="checkbox"/> ⑥	個人情報の複製等の制限に関する事項(第3号オ)	助成事業の販売協力店登録決定時に文書で通知
<input checked="" type="checkbox"/> ⑦	個人情報の安全管理措置に関する事項(第3号カ)	助成事業の販売協力店登録決定時に文書で通知
<input checked="" type="checkbox"/> ⑧	個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項(第3号キ)	助成事業の販売協力店登録決定時に文書で通知
<input checked="" type="checkbox"/> ⑨	委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項(第3号ク)	助成事業の販売協力店登録決定時に文書で通知
<input checked="" type="checkbox"/> ⑩	法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項(第3号ケ)	助成事業の販売協力店登録決定時に文書で通知
<input checked="" type="checkbox"/> ⑪	【外部委託の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号コ>	助成事業の販売協力店登録決定時に文書で通知
無 ⑫	【指定管理者の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号サ>	
<input checked="" type="checkbox"/> ⑬	関係法令の遵守に関する事項(第3号シ)	助成事業の販売協力店登録決定時に文書で通知
4. 委託先又は指定管理者に係る確認事項(第4号、第6号～第10号)		
・委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第4号、第6号～第10号〉		
<input checked="" type="checkbox"/>	確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等
<input checked="" type="checkbox"/> ⑭	委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。〈第4号〉	助成事業の販売協力店登録申請時に文書で確認
<input type="checkbox"/> ⑮	委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。〈第6号〉	購入助成申込書の受付業務の外部委託では、購入助成申込書の原本は、助成金交付申請時に区へ提出され、販売協力店に個人情報は残らないため、基本的に実地検査による確認は行わない。
無 ⑯	【外部委託の場合】委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱わせる保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①～⑭の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑯の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。))を含む。)<第7号>	再委託は発生しない。
無 ⑰	【指定管理者の場合】指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑯の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。〈第8号〉	
無 ⑱	漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第9号〉	収集する個人情報はすべて業務に必要なものであるため、当該措置は講じない。
<input checked="" type="checkbox"/> ⑲	委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	持参するときは施錠できる鞆、郵送するときは追跡サービスで配達状況を確認できるレターパックを利用する。

自己点検表⑤(電算入力)

業務の名称:	自転車用ヘルメット購入助成事業
主管部課名:	都市整備部杉並土木事務所
業務の根拠法令等:	
利用目的(全体):	助成要件(区内在住、助成は1人1回、講習受講)等を確認するため

システム名	自転車用ヘルメット購入助成利用者管理システム
区の機関が管理する電子計算組織への記録を行う業務の内容(電子計算組織の処理内容・利用方法)	自転車用ヘルメット購入助成を希望する申請者

No.	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報(下線は要配慮個人情報)	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の妥当性(第1号)	
		<input checked="" type="checkbox"/>	電子計算組織への記録が必要な理由
1	氏名	<input checked="" type="checkbox"/>	助成要件に該当することを確認するため
2	住所	<input checked="" type="checkbox"/>	助成要件に該当することを確認するため
3	電話番号	<input checked="" type="checkbox"/>	助成要件等の照会が必要な際に使用するため
4	利用者区分	<input checked="" type="checkbox"/>	ヘルメット着用促進事業の購入実績及び重点的に啓発をする対象年代を把握し、今後の施策に活かすため
5	購入日	<input checked="" type="checkbox"/>	助成要件に該当することを確認するため
6	販売協力店名	<input checked="" type="checkbox"/>	助成要件に該当することを確認するため
7	販売額	<input checked="" type="checkbox"/>	助成要件に該当することを確認するため
8	助成額	<input checked="" type="checkbox"/>	助成要件に該当することを確認するため
9	メーカー名	<input checked="" type="checkbox"/>	助成要件に該当することを確認するため
10	品番	<input checked="" type="checkbox"/>	ヘルメット着用促進事業の推進に必要なヘルメット購買状況を確認するため
11	認証マーク	<input checked="" type="checkbox"/>	ヘルメット着用促進事業の推進に必要なヘルメット購買状況を確認するため
12	事業所の名称	<input checked="" type="checkbox"/>	助成要件に該当することを確認するため
13	事業所の担当者氏名	<input checked="" type="checkbox"/>	助成要件等の照会が必要な際に使用となるため
14	事業所の所在地	<input checked="" type="checkbox"/>	助成要件に該当することを確認するため
15	事業所の電話番号	<input checked="" type="checkbox"/>	助成要件等の照会が必要な際に使用となるため
16	受講証番号	<input checked="" type="checkbox"/>	助成要件に該当することを確認するため
17		<input type="checkbox"/>	
18		<input type="checkbox"/>	
19		<input type="checkbox"/>	
20		<input type="checkbox"/>	

2. 電子計算組織に係る確認事項(第2号～第5号)															
・保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録するに当たっての確認事項<第2号>															
<input type="checkbox"/>	①	対象者数<第2号ア>	7,000	人	<input type="checkbox"/>	②	操作員数<第2号イ>	5	人	<input type="checkbox"/>	③	操作員種別<第2号ウ>	区職員	操作員の詳細<第2号ウ関連>	常勤職員・会計年度任用職員
<input type="checkbox"/>	④	データ処理件数<第2号エ>	7,000	件	<input type="checkbox"/>	⑤	操作端末種別<第2号オ>	職員用PC	(その他の場合)操作端末の詳細<第2号オ関連>						
・区の機関が管理する電子計算組織への記録に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。<第3号～第5号>															
確認事項					確認事項への具体的対応・代替措置等										
<input checked="" type="checkbox"/>	⑥	保有個人情報の秘匿性等その内容(※)に応じて必要な措置を行うか。<第3号> ※特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度など			<input checked="" type="checkbox"/>	バックアップ	更新時は更新前Excelファイルを保管する。								
					<input checked="" type="checkbox"/>	データの暗号化	Excelファイルの保管に際しては暗号化処理を行う。								
					<input type="checkbox"/>	ログの取得管理									
					<input type="checkbox"/>	パスワード認証									
					<input type="checkbox"/>	ICカード認証									
					<input type="checkbox"/>	生体認証									
					<input checked="" type="checkbox"/>	データ持ち出し管理ソフトの導入	区職員PCにはデータ持ち出し管理ソフトを導入している。								
					<input checked="" type="checkbox"/>	ウイルス対策ソフトの導入	区職員PCにはウイルス対策ソフトを導入している。								
					<input type="checkbox"/>	無停電電源装置(UPS)の導入									
					<input type="checkbox"/>	(その他)									
<input checked="" type="checkbox"/>	⑦	アクセスする権限を有する職員等の範囲及び権限の内容を、業務を行う上で必要最小限の範囲に限定しているか。<第4号>			<input type="checkbox"/>		アクセス権限は事業を担当する職員に限定する。								
<input checked="" type="checkbox"/>	⑧	保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、保有個人情報の複製及び送信並びに保有個人情報が記録された媒体の外部への送付及び持ち出しができる場合を必要最小限に限定しているか。<第5号>			<input type="checkbox"/>		業務手順書で、上司の許可がない保有個人情報の複製・送信及び保有個人情報が記録された媒体の外部への送付又は持ち出しを禁止する規定を設けるとともに、データ持ち出し管理ソフトを導入し、保有個人情報の媒体への記録を制限する。								

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

対象業務名	情報提供ネットワークシステムでの情報連携業務 ※利用する業務名は別紙1参照							
主管部課名	政策経営部情報管理課 ※情報連携を実施する課は別紙1参照							
該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等				
	個人情報の保有等		令和 年 月 日					
	外部委託		令和 年 月 日					
	指定管理		令和 年 月 日					
	労働者派遣		令和 年 月 日					
	目的外利用		令和 年 月 日					
	外部提供		令和 年 月 日					
○	電算入力	変更	令和6年3月	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)				
○	外部結合	変更	令和6年3月	番号法				
案件の概要	<p>区では番号法に基づき、平成29年より情報提供ネットワークシステム（注1）による情報連携（注2）を実施している。今般、新たな副本（注3）が追加された。追加された副本は「特定個人情報番号107：戸籍情報」である。</p> <p>これにより、情報提供ネットワークシステムから戸籍情報を取得できるようになるため、各種申請に添付していた戸籍全部事項証明書等を省略することが可能となる。なお、戸籍の情報提供を行うのは法務大臣である。</p> <p>（注1）デジタル庁が所管している情報連携を行うシステム及びそのネットワーク。</p> <p>（注2）情報連携とは、国や地方公共団体間で保有している個人情報を電子化し、情報を相互にやりとりすることで、行政事務を効率化する仕組み。参考資料：情報連携イメージ図を参照。</p> <p>（注3）情報連携において、情報提供者が「既存システム」の情報（税情報等）を「中間サーバー」に登録する情報。既存システムのデータ正本に対して、副本という。区では、世帯情報（特定個人情報番号1）、税情報（特定個人情報番号2）、児童手当の支給情報（特定個人情報番号3）等の情報を提供している。</p>							
デジタル・セキュリティ部会での審議結果	<table border="1"> <tr> <td>令和 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>報告了承</td> </tr> <tr> <td>以下のとおり</td> </tr> <tr> <td>()</td> </tr> </table>				令和 年 月 日	報告了承	以下のとおり	()
令和 年 月 日								
報告了承								
以下のとおり								
()								
備考								

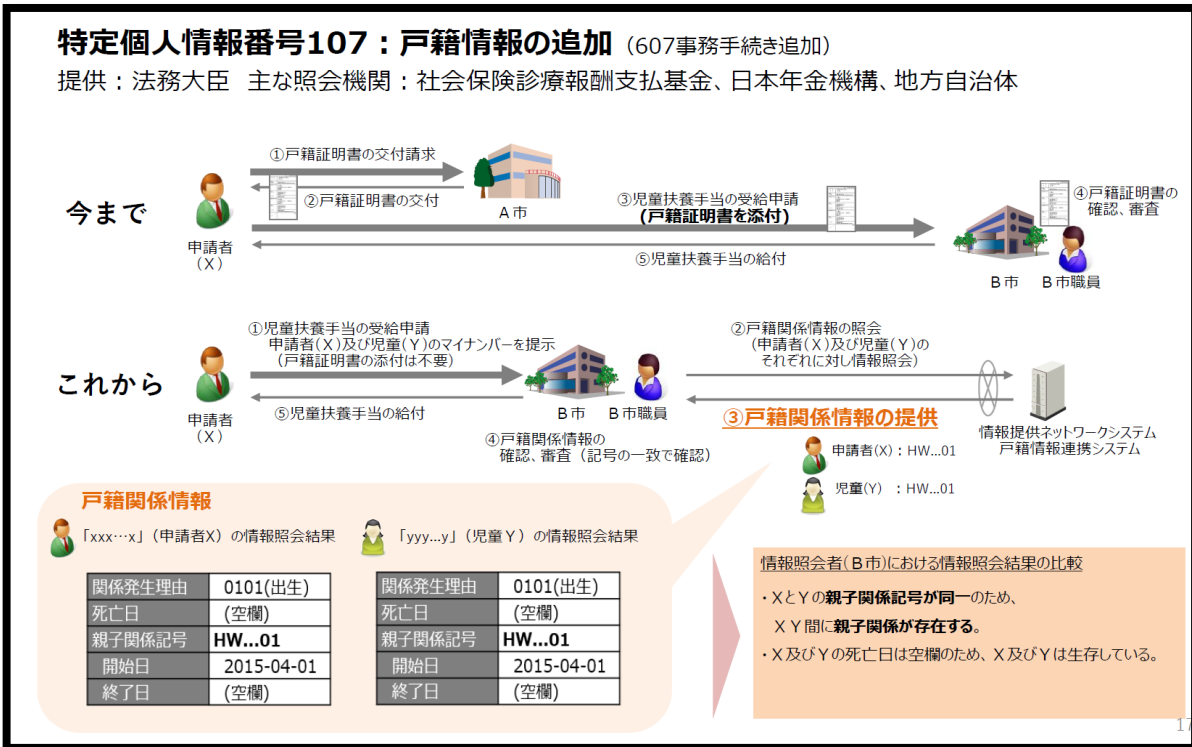
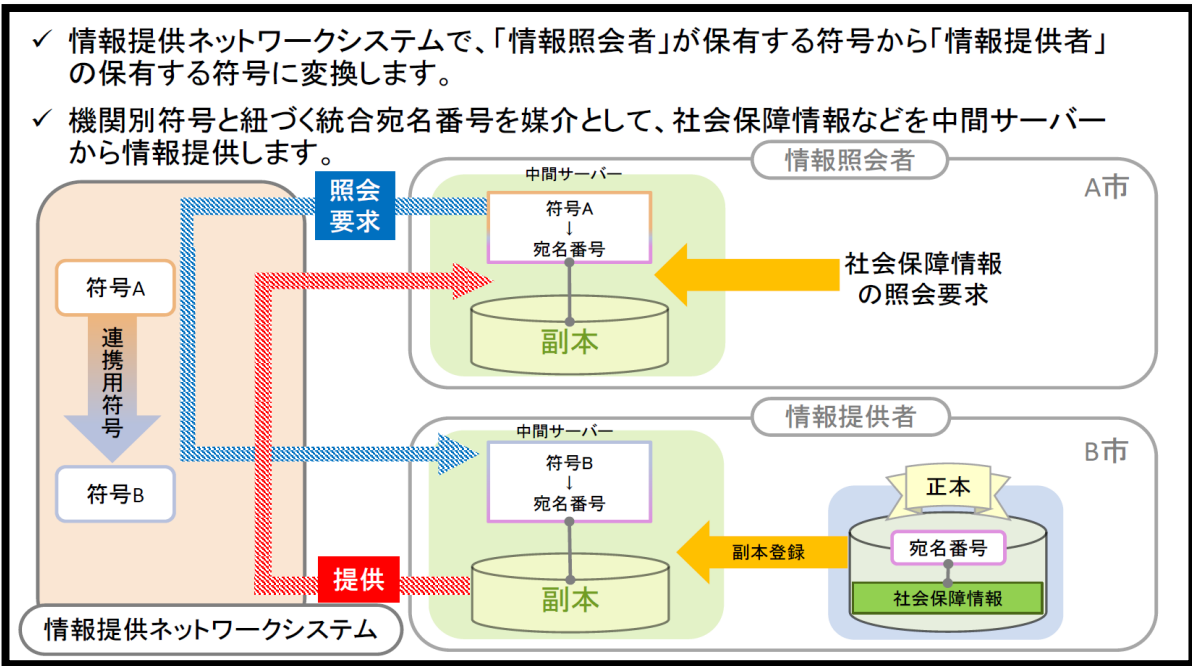
別紙1 利用課・利用事務一覧（戸籍関係情報）

事務の主管課	個人情報登録票の業務名称	【参考】主な事務手続名
課税課 納税課	特別区民税・都民税賦課徴収（普通徴収）に関する業務 特別区民税・都民税賦課徴収（特別徴収）に関する業務	個人住民税の配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除等の適用
障害者施策課	国特別児童扶養手当支給	特別児童扶養手当の認定、特別児童扶養手当の死亡届の内容審査 等
障害者施策課	国障害児福祉手当支給	障害児福祉手当の死亡届の内容審査
障害者施策課	国特別障害者手当支給	特別障害者手当の死亡届の内容審査
障害者施策課	国福祉手当支給	福祉手当の死亡届の内容審査
保健予防課	結核医療費負担	費用負担の申請に係る事実についての審査、療養費の支給の申請に係る事実に関する審査
子ども家庭部管理課	児童扶養手当支給	児童扶養手当受給資格の請求に係る事実についての審査、死亡の届出に係る事実についての審査
子ども家庭部管理課	母子家庭自立支援教育訓練給付金事業	日常生活支援事業審査、自立支援教育訓練給付金の支給申請に係る事実についての審査 等
住宅課	区営住宅・特定優良賃貸住宅の管理	家賃の決定、入居の申込みに係る事実についての審査 等

電 算 入 力 記 録 票

		部 課 名	個人番号利用事務主管課共通	整理番号	
業務システム名		自治体中間サーバー		記録年月日	令和6年3月
		(情報番号 107 戸籍関係情報)			
記 録 の 経 過	審議会諮問年月日	番号	記録年月日	記録・消去した項目番号	
	令和5年 月 日		令和6年3月	1～84	
記 録 の 項 目	1	親子関係記号	16	親子関係の取消し・無効日	
	2	親子関係の開始日	17	親子関係の取消し・無効区分	
	3	親子関係の開始事由区分	18	親子関係の父母区分	
	4	親子関係の終了日	19	認知日	
	5	親子関係の終了事由区分	20	親との続柄情報	
	6	親子関係の取消し・無効日	21	親との続柄の開始日	
	7	親子関係の取消し・無効区分	22	親との続柄の開始事由区分	
	8	親子関係の父母区分	23	親との続柄	
	9	認知日	24	親の死亡日	
	10	相手区分	25	親の死亡事由区分	
	11	親子関係記号	26	親の死亡の取消し・無効日	
	12	親子関係の開始日	27	親の死亡の取消し・無効区分	
	13	親子関係の開始事由区分	28	親の死亡日の不詳・推定区分	
	14	親子関係の終了日	29	相手区分	
	15	親子関係の終了事由区分	30	親権情報	
備考					

記 録 の 項 目	31	親権開始日	66	相手区分
	32	開始事由区分	67	身上監護権の有無
	33	親権終了日	68	財産に関する単独行使又は事務分掌の有無
	34	終了事由区分	69	情報提供起点日
	35	親権の取消し・無効日	70	戸籍異動日
	36	親権の取消し・無効区分	71	戸籍異動事由区分
	37	共同親権区分	72	本籍コード
	38	管理権の有無区分	73	出生地
	39	婚姻関係記号	74	国籍取得日
	40	婚姻関係の開始日	75	取得事由区分
	41	婚姻関係の開始事由区分	76	国籍喪失日
	42	婚姻関係の終了日	77	喪失事由区分
	43	婚姻関係の終了事由区分	78	国籍の得喪の取消し・無効日
	44	婚姻関係の取消し・無効日	79	国籍の得喪の取消し・無効区分
	45	婚姻関係の取消し・無効区分	80	死亡日
	46	婚姻関係の相手区分	81	死亡事由区分
	47	姻族関係終了日	82	死亡の取消し・無効日
	48	未成年後見関係記号	83	死亡の取消し・無効区分
	49	未成年後見関係の開始日	84	死亡日の不詳・推定区分
	50	未成年後見関係の開始事由区分	85	
	51	未成年後見関係の終了日	86	
	52	未成年後見関係の終了事由区分	87	
	53	未成年後見関係の取消し・無効日	88	
	54	未成年後見関係の取消し・無効区分	89	
	55	未成年後見関係の後見人区分	90	
	56	身上監護権の有無	91	
	57	財産に関する単独行使又は事務分掌の有無	92	
	58	未成年後見関係記号	93	
	59	未成年後見関係の開始日	94	
	60	未成年後見関係の開始事由区分	95	
	61	未成年後見関係の終了日	96	
	62	未成年後見関係の終了事由区分	97	
63	未成年後見関係の取消し・無効日	98		
64	未成年後見関係の取消し・無効区分	99		
65	未成年後見関係の後見人区分	100		



自己点検表⑤(電算入力)

業務の名称:	情報提供ネットワークシステムによる情報連携業務 ※利用する業務名は別紙1参照
主管部課名:	情報管理課 ※情報連携する課は別紙1参照
業務の根拠法令等:	番号法 第19条、第21条等
利用目的(全体):	情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うため

システム名	自治体中間サーバ
区の機関が管理する電子計算組織への記録を行う業務の内容 (電子計算組織の処理内容・利用方法)	電算入力記録票 参照

No.	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 (下線は要配慮個人情報)	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の妥当性(第1号)	
		<input checked="" type="checkbox"/>	電子計算組織への記録が必要な理由
1	電算入力記録票 参照	<input checked="" type="checkbox"/>	各業務において確認が必要な事項であるため
2		<input type="checkbox"/>	
3		<input type="checkbox"/>	
4		<input type="checkbox"/>	
5		<input type="checkbox"/>	
6		<input type="checkbox"/>	
7		<input type="checkbox"/>	
8		<input type="checkbox"/>	
9		<input type="checkbox"/>	
10		<input type="checkbox"/>	
11		<input type="checkbox"/>	
12		<input type="checkbox"/>	
13		<input type="checkbox"/>	
14		<input type="checkbox"/>	
15		<input type="checkbox"/>	
16		<input type="checkbox"/>	
17		<input type="checkbox"/>	
18		<input type="checkbox"/>	
19		<input type="checkbox"/>	
20		<input type="checkbox"/>	

2. 電子計算組織に係る確認事項(第2号～第5号)														
・保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録するに当たっての確認事項<第2号>														
<input type="checkbox"/>	①	対象者数 <第2号ア>	57万 人	<input type="checkbox"/>	②	操作員数 <第2号イ>	230 人	<input type="checkbox"/>	③	操作員種別 <第2号ウ>	区職員	操作員の詳細 <第2号ウ関連>	区職員(常勤・再任用職員)	
<input type="checkbox"/>	④	データ処理 件数 <第2号エ>	照会 年間15万 提供 年間90万 件	<input type="checkbox"/>	⑤	操作端末 種別 <第2号オ>	処理専用PC	<input type="checkbox"/>	⑥	(その他の場合) 操作端末の詳細 <第2号オ関連>				
確認事項										確認事項への具体的対応・代替措置等				
<input checked="" type="checkbox"/>	⑥	保有個人情報の秘匿性等その内容(※)に応じて必要な措置を行うか。 <第3号> ※特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度など					<input checked="" type="checkbox"/>	バックアップ	自治体中間サーバへ提供している副本については、連携データの保管等をしている。					
						<input checked="" type="checkbox"/>	データの暗号化	通信の暗号化						
						<input checked="" type="checkbox"/>	ログの取得管理	月次で自治体中間サーバの操作ログを取得し、各課で確認を行っている。						
						<input checked="" type="checkbox"/>	パスワード認証	操作権限を付与された職員は90日に一度変更を行っている。						
						<input type="checkbox"/>	ICカード認証							
						<input checked="" type="checkbox"/>	生体認証	住民情報系システムの端末と同様(指認証)						
						<input checked="" type="checkbox"/>	データ持ち出し管理 ソフトの導入	住民情報系システムの端末と同様(SKYSEA Client View)						
						<input checked="" type="checkbox"/>	ウイルス対策ソフトの 導入	住民情報系システムの端末と同様(トレンドマイクロ・ウイルスバスター)						
						<input checked="" type="checkbox"/>	無停電電源装置 (UPS)の導入	自治体中間サーバプラットフォームで整備						
						<input type="checkbox"/>	(その他)							
<input checked="" type="checkbox"/>	⑦	アクセスする権限を有する職員等の範囲及び権限の内容を、業務を行う上で必要最小限の範囲に限定しているか。<第4号>					<input type="checkbox"/>	主管課からの申請に基づき、情報管理課で権限を付与している。						
<input checked="" type="checkbox"/>	⑧	保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、保有個人情報の複製及び送信並びに保有個人情報が記録された媒体の外部への送付及び持ち出しができる場合を必要最小限に限定しているか。<第5号>					<input type="checkbox"/>	デジタル庁が設置する閉域のネットワーク(情報提供ネットワークシステム)での情報照会・提供、端末へのデータ持ち出し管理ソフトの導入等の対策を実施している。						

自己点検表⑥(外部結合)

業務の名称:	情報提供ネットワークシステムによる情報連携業務 ※利用する業務名は別紙1参照
主管部課名:	情報管理課 ※情報連携する課は別紙1参照
業務の根拠法令等:	番号法 第19条、第21条等
利用目的(全体):	情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うため

システム名	自治体中間サーバ
外部結合を行う業務の内容	別紙1参照

No.	外部結合によって提供する保有個人情報・取得する個人情報 (下線は要配慮個人情報)		1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号) ・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。<第1号・第2号>	
	提供する保有個人情報	取得する個人情報	<input checked="" type="checkbox"/>	外部結合が必要な理由
1		電算入力記録票 参照	<input checked="" type="checkbox"/>	各業務において確認が必要な事項であるため
2			<input type="checkbox"/>	
3			<input type="checkbox"/>	
4			<input type="checkbox"/>	
5			<input type="checkbox"/>	
6			<input type="checkbox"/>	
7			<input type="checkbox"/>	
8			<input type="checkbox"/>	
9			<input type="checkbox"/>	
10			<input type="checkbox"/>	
11			<input type="checkbox"/>	
12			<input type="checkbox"/>	
13			<input type="checkbox"/>	
14			<input type="checkbox"/>	
15			<input type="checkbox"/>	
16			<input type="checkbox"/>	
17			<input type="checkbox"/>	
18			<input type="checkbox"/>	
19			<input type="checkbox"/>	
20			<input type="checkbox"/>	

2. 外部結合に係る確認事項(第3号～第13号)										
外部結合に係る基本情報<第3号・第4号>										
<input type="checkbox"/>	①	外部結合の相手方<第3号>	行政機関	相手方の詳細<第3号関連>						
				中間サーバ						
<input type="checkbox"/>	②	外部結合の方法<第4号>	LGWAN回線	その他の場合の詳細<第4号関連>						
				情報提供ネットワークシステム						
・【提供の場合のみ】外部結合に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。<第5号～第13号>										
<input checked="" type="checkbox"/>	確認事項		確認事項への具体的対応・代替措置等							
	<input type="checkbox"/>	③	外部結合により保有個人情報の提供を行う根拠は何か。<第5号・第6号>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center;">根拠</td> <td>根拠をプルダウンから選択⇒</td> <td>#N/A</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">具体的内容</td> <td colspan="2">【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等】</td> </tr> </table>	根拠	根拠をプルダウンから選択⇒	#N/A	具体的内容	【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等】	
根拠	根拠をプルダウンから選択⇒	#N/A								
具体的内容	【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等】									
	<input type="checkbox"/>	④	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を外部結合によって提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき、⑤及び⑥に規定する措置を講ずるか。<第7号>							
	<input type="checkbox"/>	⑤	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。<第8号>							
	<input type="checkbox"/>	⑥	⑤のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。<第9号>							
	<input type="checkbox"/>	⑦	漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるか。<第10号>							
	<input type="checkbox"/>	⑧	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。<第11号>							
	<input type="checkbox"/>	⑨	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあつては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。<第12号>							
	<input type="checkbox"/>	⑩	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供した場合にあつては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。<第13号>							